

令和元年9月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 加藤克之 | 4番 | 高橋八重典 |
| 5番 | 永井利明 | 6番 | 鈴木みどり |
| 7番 | 那須英二 | 8番 | 三宮十五郎 |
| 9番 | 早川公二 | 10番 | 平野広行 |
| 11番 | 三浦義光 | 12番 | 堀岡敏喜 |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 武田正樹 | 16番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 6番 | 鈴木みどり | 7番 | 那須英二 |
|----|-------|----|------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|-----------------|------|------------------|--------|
| 市長 | 安藤正明 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 奥山巧 | 総務部長 | 渡邊秀樹 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 宇佐美悟 | 開発部長 | 大野勝貴 |
| 教育部長 | 立松則明 | 総務部次長兼 庁舎建設室長 | 伊藤重行 |
| 総務部次長兼 財政課長 | 安井文雄 | 開発部次長兼 農政課長 | 小笠原己喜雄 |
| 開発部次長兼 土木課長 | 伊藤仁史 | 会計管理者 | 横山和久 |
| 監査委員 事務局長 | 山下正巳 | 総務課長 | 佐藤文彦 |
| 秘書広報課長 | 安井幹雄 | 企画政策課長 | 佐野智雄 |
| 危機管理課長 | 伊藤淳人 | 税務課長 | 佐藤雅人 |
| 収納課長 | 細野英樹 | 市民課長兼 十四山支所長 | 鈴木博貴 |
| 保険年金課長 | 服部利恵 | 環境課長 | 柴田寿文 |
| 健康推進課長 | 飯田宏基 | 福祉課長 | 大木弘己 |

| | | | |
|---|------|------------------------------|-------|
| 介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長 | 藤井清和 | 児童課長 | 山守美代子 |
| 商工観光課長 | 横江兼光 | 都市計画課長 | 梅田英明 |
| 下水道課長 | 水谷繁樹 | 会計課長 | 伊藤えい子 |
| 学校教育課長 | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長 | 山森隆彦 |
| 図書館長 | 服部朋夫 | 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 安井耕史 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

7. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び9日月曜日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名いたします。

一般質問を始める前に、安藤市長より発言を求められております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

一般質問前でございますが、一言おわびを申し上げます。

昨日、弥富市敬老会を開催させていただきました。弥富市では3,773名の方を御招待申し上げ、750名近い方が御出席をいただいたわけですが、御承知のとおり、台風13号の影響によります三重県の四日市市、または桑名市で冠水、それからまた土砂災害等の大きな被害が出たところは御承知のことと思いますが、それによりましてバスの発着が大変おくれまして、多くの参加者の皆様に御迷惑をかけたところがございます。このようなことがないよう今後は気をつけてやってまいりますものですから、おわびを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） それでは日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） では、質問させていただきます。

開発部長に特に質問をします。

今回、株式会社ワードというところに何回行かれましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） おはようございます。

では、お答えさせていただきます。

その業者のほうには、私が赴いたのは1回でございます。そのほかに電話のほうを何回かさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 何月の何日ということをお願いとよくわかりますけれども、  
どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

そのあたりは、現在、愛知県のほうで、先回の質問からも引き続きではございますが、指導中ということでございますので、控えさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は、県ではなくて、あなたが何回今のワードに行かれましたかと。  
先回は3回ぐらいとか4回というふうに言われておったんですけれども、何回行かれたか。  
そして、県のほうは何回行かれた。何月何日、きちっと教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

行ったのは現場のほう、大原議員より悪臭だとか騒音の被害があると、そういったお話を  
受けたものですから、それで現地の周りを三、四回見に行ったということでございます。

また、県のほうに関しましては、週に1回、尾張建設事務所の建築課のほうが私どもの市  
のほうに参りますので、そのときに打ち合わせをしたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は、週何回じゃなくて、何月の何日に行かれましたかということ  
を聞いておるわけね。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 現地を確認した日まで、ちょっと記録にはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに公文書というのがあります。条例の第12条第1項のものもありま  
すが、これをいただいたときには黒塗りになっていますね。市民の方もわかりますか、全部  
黒塗りになっています。黒塗りの部分は一体何が書いてあるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 大原議員より開示請求がございました。その開示した文章の中に黒塗りの部分がございます。それは、弥富市情報公開条例に基づきまして、個人情報となる個人名や、あと法人名、そして愛知県の指導事務に支障を及ぼすおそれがあると判断した部分を黒塗りとさせていただきます、一部非開示としてございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これを見ておると、中にはこういうことも書いてあります。ずっと市が言っておることが書いてあるんですけども、ここの3行目のところは「市」という字が書いていないんですけども、これは誰が一体言ったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） そちらの記録は、市のほうは市なんですけど、それは相手の方の法人名ということになります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この消してある今の市と書いていないところについては、基礎については、つくったのはアンカーでテントが張ってあるというふうにしてあるんですけども、これは本当ですか。これを見ると、ここには塗装、あるいは製造、備品の検査とかいうのが書いてあるんですけども、床にコンクリートが張っていないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 済みません、議長、質問の内容を確認させていただいてよろしいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 認めます。

○開発部長（大野勝貴君） それは、新しく今回案件となっておりますテントの部分でございましょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに書いてありますね、これありますけれども、ここには今のこういう製造とか塗装、それから製品、こういうのが書いてあるんですね。そういうことは、まさかコンクリートじゃないところでやられておるということはないと思うんだね。こういうことがあるんですけども、ここの中にはアンカーボルトというふうになっておりますけれども、実際すると、我々が選挙をやるときに小さな選挙事務所をつくるときでも、アンカーボルトを打つときは建築確認をとらなきゃいかんというふうに、前、言われたことがあるんですけども、この辺についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 前回の質問の回答と同じになるわけでございますが、そもそもそ

の建物が都市計画法43条の許可を得ていない、また確認申請を得ていないと、そういったことで愛知県のほうに相談し、現在、指導していただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに農業委員会のやつがありますけれども、これね、会議録。これは平成29年10月24日ですね。ここの中で委員の中の1番の方が、我々の意見を出しましたので、その意見を事業者に届けてくださいと。ここの中には、正・副会長の一任ということで、買い付け証明と、それからワードの件を除いて農業委員会は審査しますということが書いてある。だから、農業委員会は通っていないわけね、これを見ると。この辺のことはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 申しわけございません、農業委員会の議事録を精査しておりませんので何とも言えませんが、農地転用のほうは完了しておりますので、農業委員会は通ったと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが前に言ったときには、農業委員会で審査されたというふうに話してみえるわね。そうすると、我々の一般質問は、あなたの今の答弁というのはフェイクだけで終わるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 決してフェイクではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） どんどん言いますと時間がようけかかりますけれども、ここの中にはそういうことが書いてあるわけなんですね。だから、この書いた文章というのは、当然、適用されると思うんだね。私どもが一般質問をしたということについては、何回もしておりますので、あなたの言っていることとだんだん違っておることがようけ出てくるわけね。ここに書いてあることと、あなたの答弁したことと、違うところがようけあるわけですね。だから、我々が一般質問をやると、市民の方は、いいことを言ってくれたと。そして、こういうのを広報紙で読むと、全然進んでいないと、一般質問というのは一体何だということを言われるわけ。

次に行きますけれども、都市計画法の43条というのがあって建築確認が必要ということがありますけれども、倉庫は建築確認は必要ないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 建築物に当てはまれば、倉庫であろうと建築確認は必要でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが先回言われたのは、都市計画法の43条は憲法で定められておるといふうで言われておるわけですけれども、この辺のところはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 前回の答弁でも申し上げましたとおりでございますが、憲法の基本方針にのっとった法律、都市計画法によるものだと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここで塗装なんかをされると、この間、九州でも大雨が降って、油が出たり、あるいは作物に被害があったということが言われておるわけですけれども、これは最近では東員町でもありましたね、四日市でも。近くにある。ここも、この間見ておると、ドラム缶が田んぼのほうに流れておるといふことであって、塗装というのはいかほどの影響があるんですけれども、この塗装の質、こういうのはわかりますか。何がどういふ原因で、塗装の中の注意事項は書いてありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 今回の計画の中では、そちらの事業者さんは塗装をその場でしないと。他社、どこかの会社で塗装されたものをそこに搬入し、それを検査した上で組み立てるといふうに確認してございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 塗装の有害ということが書いてありますけれども、この有害の材料、これはどういふふうになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 塗装の有害と思われる成分については把握してございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私が調べてきたところ、これは皮膚に刺激、あるいは重篤な目の損傷、それから発がんのおそれもある、それから臓器の障がいもあると。長期または反復暴露というのがあって、臓器に障がいを与えると書いてあります。これは、私が缶を買ってきました。これは東証一部に載っている化学会社でありまして、ここに情報の説明と書いてあります。この会社は東証一部の会社ですから、株価は現在は大体450円ぐらいする会社で、日本でも大きな会社であるんですけれども、こういうことが書いてありますね。これについてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） その辺に関しましては、私も専門ではございませんので、国のほうで定められた基準にのっとったものが製品化されているものだと解釈しております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、あなたが言う生徒や家族を健康で守るというのは、どういう意味で今の開発部長をやってみえるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 今回の件で、塗装による悪臭、異臭とかがあると、そういう御指摘を受けましたが、私のほうも、先ほどから申し上げておりますように、三、四回現地のほうを確認しましたが、塗装によるようなにおいですとか、また周辺の住民、学校からも、そういう苦情のほうを聞いていないという状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こういう生徒が全くそういう危険度も知らん、あるいは家族の中でも無関心の方もあります。中には、こういう議会だよりや会議録を読んで、こういうことを議会の方が言ってみえるということも聞かれます。そうすると、生徒がこのまま塗料を、因果関係も出るかもわかりませんが、塗料でアトピーや甲状腺、あるいはがん被害が出たときには、市は医療費は補償しますか。あなたは開発部長ですから、地域の繁栄を図るのが目的だと思うんだね。そうすると、全体的な、医療にしても何にしても、高齢者の道路にしても何にしてもですけども、こういうのを含めて全部だと思うんですけども、この辺でわかればあなたが答弁していただいて、市長のほうで答弁をしていただくということでもいいですけども、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 議員おっしゃるように、健康等の被害があってはいけないというふうには認識しておりますが、今回のケースと、それが実害として出ているのかとはまた別の問題でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 都市開発、開発されておるのに、我々議会は市民を守るために議会人として皆さんが投票に行っていておるわけなんですね。そうすると、我々は市民を守るための議員であって、市側もそうだと思いますけれども、この辺のところはどうですか。守り切れますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 我々も行政として、法律、条例に基づいて事務をしていくということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長に聞きますけれども、市長に聞くと、加藤という方があんたをいじめるということで、文化広場でそういう話を議員から聞きましたけど、いじめるわけじ

やないですから。こういうふうには子供さんがアトピーや甲状腺、あるいはがんとか、こういうのがあったとき、あるいは中にはシンナーとかいろんなものがあります。ダイオキシンもあります。鉄分もあります。こういうのが粉じんとしてされてくると、これからの生徒が、これから高校へ行ったり大学へ行って、あるいは社会に行ったときに、こういうことがあって私はなったという方が出てくるかもわかりません。地震と一緒に、いつ来るかわからんね。予想がつかない。

こういうことがあるんですけども、市長の、ここにありますが、ここに市長の施政方針がありますね。ここの中には、健やかに健康で安全性、こういうのが書いてあるわけね。これを書いたのは市長が書いたんですね。教えてもらった書いたわけじゃないと思うんですね。そうすると、これだけのものを書いてあったら、今あれだけの大きな工場が建っているわけなんですね。愛知県の中では、こういうのがどこかにありますか。愛知県は今、56かな、市町村、あるんじゃないかなと思うんですけど、ここの中で、市長も市長会に行ってみえますから、こういうところはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富市は、健康で健やかに子供たちを育てていくというのが基本方針ではございます。今回の事業者に対しまして、塗装をしていないというような確認は、先ほど開発部長のほうからも答弁させていただいたところではございますが、また再度確認をさせていただきまして、子供たちに人的な被害が出るようなことが絶対にあってはならないわけでございますから、調査をさせていただきたいと思っておりますし、また県では34、市があるわけでございますが、そこまでは把握しておりませんので、御勘弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は市町村と言っていますから、市はそれだけありますわね。その辺のところ、市長もやっぱり首長でありますから、愛知県の市町村は幾つありますかと聞いている。市ではありませんね。ちゃんと訂正していかないとイケませんね。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛知県には市町村が54ございます。よろしく申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長、これだけの大きなことに今なっているわけね。子供さんが勉強をされたり、あるいは家族が、こんな危険なところだったら弥富から越したいということになってくれば、もっともっと空き家が出てきます。今、空き家は約500件近くあると思いますね。愛西市は今3,000ぐらいありますね。どんどん空き家がふえていきます。また、ひとり家族のところもあります。そうすると、誰が守ってくれるかという、やっぱり市長が守ってくれるから、国でいけば天皇が我々を守ってくれるわけね。内閣が守るわけじゃな

いですね。こういうふうによって、弥富市だと安藤市長が市民を守ってくれるわけね。その市民が安藤市長に、皆さんがおんぼしようということでは言っているわけですが、こういう話で行くと、市側が受付で全部、予算がありませんといって断っておられるんですけども、そういう意見も聞きました。市民が市側に行って相談をしてもデメリットになってしまう。メリットがないという話もよく聞きます。

この辺のところも市長は、我々でもそうです。歩くことによって人間は磨くことができますね。前の市長、それから川瀬市長、歩きました。2代ありましたね。この方たちは地域に密着しながらして、いろんな行事も出ながらして、そうするとその中で会合やいろんなことをすると、中にはお酒を飲まないとしゃべられんという人もあって、そういうときでこういうふうはどうだとか、ここにミラーをつけたらどうだとか、いろんなことがあります。こういうことがあるので、安藤市長も、まだ若いですから、地域と会話を持つようにしていただくと、これからいいなと思うんですけども。こういう点についても、先ほど市長が少し迷惑をかけたというバスのおくれ、これは天候があるから、一概におくれたことが悪いということではないと思いますね。天候といたり、そういうアクシデントがありますので、これを警戒しながらしてバスを出すということも大事なことだと思いますね。こういうことも含めて、今後、歩いていろんなところに、これから運動会もある、あるいは祭りもあります。こういうところに多く参加していただくということをされますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 地域とのかかわりというようなことでございますが、県会議員当時から地域のほうには、なるべくといいますか積極的に出向きまして地域の皆様と交流を図ってきたところでございますが、さらに市長となりましてからは密着性を高めて当たってまいりたいと思います。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 2番目の都市総合計画というのがありますね。これについて、一番課題になるのはJR弥富駅ですね。これについては、あれだけの図面を出されたんですから、JRに行かれましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

鉄道事業者でありますJR及び名鉄のほうには、何度となく出向きまして、今まで協議を重ねた結果、あのような図面、概略図を前回の議会のお示ししたということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） JRはどこの線区というか管区というのか、こういうところに行か

れましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） JR東海の本社というんですか、名駅にございます……。

○16番（大原 功君） もっと大きい声で言ってちょうだい。

○開発部長（大野勝貴君） 本社というんですかね。

○16番（大原 功君） 弥富。

○開発部長（大野勝貴君） 名古屋駅です。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 名鉄はどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 名鉄におきましても、金山にある事業所というか本社のほうに行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 農協はどこに行かれました、これ。できたら、マイクを高く上げて、大きい声で言ってください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） あいち海部農協のほうにも、昨年度、概略の説明のほうを本店のほう、代表組合長さんを初め幹部の方々にお話をさせていただいています。また、昨年度、用地測量もしてございますし、今年度につきましては物件調査業務を行っておりますので、その時点では生活部、部長様のところに行って概略の説明をさせていただき、調査のほうに協力をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 農協だと組合長、あるいは監事とかいろいろな今の、おりますけれども、これはどういう方に結局、行かれましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 昨年の幹部の方々への説明は、代表理事組合長さんですとか常務理事さん、あと監事さんとか各部長様のところで概略の説明をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは農協なんかだと、あなたもわかるかもしれませんが、私も組合員でありますけれども、総会がありますね。総会があると、今、そういうことがあって、組合長とか専務理事に言っていけば議案としてのるわけね。議案としてのってくるわけですが、この議案がおくれりゃおくれるほど、来年になってしまったり、経費もかかるわけですね。この辺のところはどう考えていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） この事業を進めていく上で、J A会館のところ、将来、駅前広場になるわけですが、まず第一に御協力をいただかないかんというふうに市としては考えてございます。それで、まだ現在、土地の鑑定評価ですとか物件調査委託をさせていただいております。その調査の結果、補償額ですとか、そういったものを積算しまして、それを提示していくということになりますので、まだ農協のほうのそういったものにはのってこないのかなと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そしたら、共産党の方が、赤旗日報として那須君が出されておるね。40億ぐらいかかると言うんですけども、この40億かかる根拠。いわゆる橋桁は幾らで土地の買収は幾らで、40億という金額が出たんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 前回御説明をさせていただきましたが、金額の内訳まで今は持ち合わせてございませんので、申しわけございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 近鉄のときは、四日市のほうが担当ですので、四日市のほうへ行ってお願いをしたということがありますけれども、金額をつくるときに、これだけの分が弥富市はかかります、近鉄はこれだけかかりますと、そういう金額はJ R、あるいは名鉄に、あんとんところの分は負担は幾らいただけるのか、こういうのは交渉されましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

現在、J Rのほうからは概算事業費というのはいただいております。しかし、名鉄のほうで、まだ詳細な金額をいただいていないものですから、そちらの精度を上げていただいているというふうに、今、委託のほうをしてございます。それが我々のほうに届き、精査した後、そういったものはお示しさせていただくということになります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この40億の分で、名鉄のほうはどうとかいう話ですけども、この40億だと、先ほど言った橋桁の部分は幾らで、それから農協の土地の買収は幾ら、建物補償も出てきますね、これは幾らになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 詳細な金額を今手元に持っていないものですから、自由通路部分が幾らかというのは今申し上げることができません。

また、駅前広場となる部分につきまして、現在、土地の鑑定評価もとってございます。ま

た、建物の物件調査をしておるものですから、その後積算して提示をするということで、その金額が事業計画上に上がってくるということになります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、那須君、共産党の方が出されている赤旗の中では、40億でメリットがないと、デメリットばかりだという話も書いてあるわけね。そうすると、これを読まれた方で北のほうの方が、そんなJRの橋桁をつくるのは反対だという話を聞いたんですけれども、こういうことはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 市民の方からは、私は直接、そういったものに対して反対という言葉をお聞きしたことはございませんが、議員の皆様方から、そういった声があるよという話は聞いております。しかし、この事業、北の方と先ほど議員がおっしゃられましたが、南北を鉄道が分断しておると、それによって利便性が損なわれている、また踏切が大変錯綜しておりまして、交通が錯綜しておりまして、そういったものの危険を回避すると、そういうことを目的に事業を進めたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 何回も言うようですけれども、共産党の出された広報というか機関紙を読まれると、農協の土地は一体幾らで買うんだ、橋桁部分は幾らなんだと、こういうお尋ねがあるわけね。そうすると、我々は返答ができませんわけね。議会は何をやっていたと、こういうふうな広報で書いてありますから。そうなってくると、それがあおるようになっちゃって、結局、あなたが40億というのは、農協をまだ買う金額、建物、補償もないのに、なぜ40億という金額が出てきたのかということ。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 目安として、昨年度、JRのほうの概略設計がまとまりました。その時点で、市が直接買収する駅前広場ですとか、そういった事業費、物件調査も含めて、補償費も含めてでございますが、まだそういったものは出ていない状況でございます。そう言う中でも、概算としての目安として申し上げた金額でございます。ですから、今年度調査の結果、事業費の精度が上がってまいりますので、その時点でまた改めて、そういった事業費の内訳を示させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 新庁舎は反対の人がありまして、27カ月おくれて、今、工事が始まっておるわけね。そうじゃなかったかなあと思うんだけど。副市長、そうじゃなかったかな。27カ月おくれておると言っておったな。そういうのがあります。そうすると、こういうことについても、まだ買収も何もないということになってくると、もっともっと、40億じゃなく

て、もっとかかるというふうになってしまうのではないかなあと思うんですけども、この辺のところはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 前は、概算の総事業費として49億という数字をお示しさせていただきました。先ほどから申し上げておりますように、現在、そのあたりの事業費の精度を上げるために各種業務を委託しておりますので、もうしばらく全体事業費というのはお待ちいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 何回聞いておってもいけませんので、最初から今のこういうふうな金額が出ちゃうということになると、市民はこれだけでできるかなというふうに思ってしまうわけね。だから、そういうことはやっぱりきちっとしないと、議会は全員の方がすることであって、これを出させることによって、市民の方は逆に負担が多くなると、借金が多くなるということもあります。そういうのがありますから、今後そういうのを勉強してください。

それから、境のところ、弥富飛島線というのかな、県道があるのは。ここをずっと行くと、約300メートルぐらいが道路認定がなくて、その後、西末広のほうへ行くと市道になっている。この300メートルの中で事故があったり、あるいは森津なんかのところでもありますけれども、これは道路認定というのはどうなっています。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

議員がおっしゃられている境港の南側の道路で県道にも市道にも認定されていない道路があるということですが、それは境港の南側の名古屋第3環状線と、それから海岸堤防が交差する部分でございます。県道、市道、いずれにも道路区域に入っていない箇所が延長で約80メートルほどございます。この部分は河川堤防ということで、鍋田川の河川管理用通路として愛知県のほうが管理をしております。

なお、事故があった場合、どうなんだという御質問なんですが、この河川管理用通路、現在は自由使用となっております。通行されておりますが、道路法上の道路ではない。したがって、道路の状況により事故を起こされた場合、自己責任となる場合があると愛知県のほうからは伺っております。

また、川原欠のほうの道路のお話なんですが、圃場整備区域内で道路築造を鍋田土地改良区が実施したものがございます。そちらにおきましても、まだ一時利用地指定ですとか換地処分がどうも終わっていないようでございますので、弥富市としては市道認定もしてございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番(大原 功君) これは、鍋田の方に聞きますと、当時は三重交通が走っておった、バスが。こういうところでありますので、大至急認定を受けるなりしないと、人身事故やいろんなことがあったときに自動車保険が多分おりんと思いますけれども、この分ではどうですか。認定がないところでもおりますか、車。

○議長(堀岡敏喜君) 大野開発部長。

○開発部長(大野勝貴君) その個人の方がどのような保険に入られているのかちょっとわかりませんし、保険の内容につきましては、詳細を存じておりませんので、御容赦いただきたいと思います。

○議長(堀岡敏喜君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 私もその近くに行きましたけれども、よく見ておると、30台近くの車が、多いときはもっとあるかもわかりませんが、通っていますので、できれば早いところやっただいて、市の管理として道路管理者、あるいは県なら県の管理者ということで道路管理者というのはおりますので、安藤市長は特に頑張っていたきたいということがあります。

次に、155号線のところに、155号線の小島新田、このところに小島新田の信号があります。パチンコ屋の潰れたところね、あの信号。あれから東のほうへ行く近鉄の線路と、その間のところに50センチぐらいの水路が通っていますね、カーマのほうに。この水路に何とかしてふたをしていただきたいということで、市のほうに3回ばかり行かれた方があります。行ったら、予算がない、金がないというふうで、あしらわれるというふうで、これはなぜかという、この方が自分の屋敷の中の駐車場まですれ違うときに入ってくるということとか、それから155号線が国道1号線へ抜けるのに、渋滞ですから、西弥生台の中を通過して抜けるということだと言われているんですけども、この水路は今、市街化のところでありますから、草はいっぱい生えておるわけね、水路も。そういうのがあるんですけど、これについてはどうですか。

○議長(堀岡敏喜君) 大野開発部長。

○開発部長(大野勝貴君) 土木課のほうに地元のほうから、そういった道路の拡幅ができないかという要望があることは承知してございます。現在、その土地の水路部分というのが鉄道用地の一部となっておりまして、その部分をお借りしているような状況でございますので、また鉄道部分が盛り土形式となっております。そちらのほうをさわる際には、鉄道事業者との協議も必要となってまいります。また、非常にいろいろ難しい問題もございまして、現在、すぐに事業ができないということで回答をさせていただいております。

○議長(堀岡敏喜君) 大原議員。

○16番(大原 功君) どことは言いませんけれども、荷之上は水路が暗渠になっています。

そういうところはやっぱり危険があるかというので、車の台数からいえば、そこはまた少ないと思いますね。こっちのほうは、車がどっちかといったら多いほうですね。こういうのを利便性があるまちづくりということでやっていただかないと、大変市民からは困るということでは言われているんですけども、これをやるというふうに進められるのか、これは金がないからやめだということなのか、どっちなんですかね。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 先ほどもお答えしたとおり、いろいろクリアしなきゃいけない課題が多い地区でもございますので、お金がないというだけではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） それと、新庁舎ができるわけね。これだとパディー、ヨシヅヤの前ですけども、この部分がまだ開通はしていない、いわゆる日光線の価値がまだないというふうにありますけれども、この近くの方とか、155号線、名古屋環状線ね、これについてのものは、ほっともつとから筏川までは県のほうに認定をいただいております。こういうのがあって、地主さんには、そういうアポをとられて、相談をされたことはありますか。あれば何件あって、それから幾らで買い上げるということも言ってください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

国道155号、名古屋第3環状線の前ヶ須工区のことではございますが、現在、愛知県により事業着手をしていただいております。前ヶ須工区は、昨年12月に、関係者の皆様方に事業説明、そして用地測量のお願いをいたしております。本年4月末から5月にかけて、関係者の方々に用地境界の立ち会いのほうをお願いし、もう間もなく測量結果がまとまると愛知県のほうからお聞きしております。その中で、関係する関係者の方は20名ということでございます。

何回話に行ったかということでございますが、まだ具体的にお示しする用地測量の結果等もまとまってございませんので、そういったものがまとまり次第、関係者の皆様に用地測量のお願いをさせていただくということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに、今から五、六年前ですけども、安藤市長の近くの伊藤正信さんから冊子をいただいておりますけれども、ここの中では、市長が市の財産については整備をしながら売却していきたいというふうに書いてありますけれども、こういうことは安藤市長は知らんと思いますね。あなたは開発部長だから、こういうことも首長というのはヘッドなんですかね。こういうのもしていかないかんということ。

それから、今から4年ぐらい前に、五之三で100平米、約30坪が水路の河川のところ、市

が売却します、こういうのがありますけれども、今回も監査請求があつて、こういうのが出たということがありますけれども、こういうのが何で市側が知らないかということ。これは全部、市長が言ったことは、一般質問で答弁されたことは、全くフェイク、かたりでただ言っただけということになってしまうわけですね。これについてはどうですか。あなたは6年前のやつを持っていますか。議会の中では、こういう6年か7年前の議会だよりとか、そういうのを持ってみえると思うんですけれども、私の場合だと、36年ほとんどのものが今、段ボールに入っています。約20個ぐらいありますね、こんな段ボールが。このぐらい議会のものは大事とあって、それは市民がいつ言われても対応できる。こういうことは、これも6年前ですから、ずっと段ボールを全部して調べて、たしかこういうことがあつたんじゃないかなということでもやりましたけれども、これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 今、議会だよりが何月のものであるのかも把握できておりませんので、またお教えいただき、確認させていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 職員は、安藤市長がなられてから半年ちょっとぐらいたっていますけれども、職員がもっとフォローしてあげないと、失態を起こすことになってしまう。それは、あなたたちは市長に雇用されておるわけなんですから、雇用されておる市長を大事にしない、こういうことがチェックがないわけですね。ただ何でもかんでもすればいい。中には福祉の問題でも、安藤市長、ここに書いてありますけれども、施政方針に書いてありますね。グループホームの建設、これも公明党の炭竈議員が言われたり、あるいは三宮議員が医療費の問題、こういうことも市側に聞くと、すぐに金がない、予算がありません。それをつくると、結局、お金がかかります。保険料が上がります。これだけの答弁なんです。

今、医療を受けてみえる方は、認定が1,350人ぐらいあるわけですけど、まだその中には全体は2,000と言われましたけれども、そうするとまだ700人か800の方が市にお願いをするわけ。お願いをしても、全部切られてしまう。だから、幾らここで一般質問をどんどん言っても、守っていただけない。

我々は市民税をしっかり払って、守っていただくためにするわけね。市民税というのは目的税ですね。そういうことが守っていただけない。そういう不満が結構ありますので、先ほど言ったように、市長もいろんなところを歩きながらしてやっていただくということも大事なことです。そういうことも一遍してください。

それから、3番目ですけれども、税金の滞納の時効というのは何年ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

税金の滞納の御質問でございますが、地方税法第18条第1項の規定によりまして、地方税の徴収権の時効は5年でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに書いてありますね。皆さん、これはわかってみえますね。持ってみえる方はわかりますね。滞納が1億8,700万、延滞を支払われた方が1,900万、残り確定延滞未納というのが1億4,500万。国保もありますけれども、全部合すると、ここの中に最終的に未納というのが3億7,000万ありますよね。3億7,000万は、5年を過ぎれば1年ごとに3億7,000万減るのですか、どうですか、これは。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほど御答弁で申し上げました5年という時効がございますが、地方税法や民法に定められました時効の中断という処理が執行いたしますと、継続した時効期間が中断されまして、中断事由の終了した日の翌日から改めて新たな時効期間が進行いたしますので、時効の中断を執行しながら滞納処分の停止要件に該当しない限り、延滞金も含めた滞納額がゼロになるまで請求をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ゼロになるまでといったって、もともとこれだけの金額がある人は払えないわけですね。払えなかったら払える方法を考えて、もっと税率を下げたあげるとか、そういうことも大事なことだと思うね。ただ何でもかんでもだけど、払える人と払えない人がおるわけね。生活保護をいただいております人もおるわけ。そういう方なんかだと、10万の生活費ではとてもじゃないけどできません。これから来月には消費税が2%上がります。こういうふうになると、とてもじゃないけど生活ができないわけ。障がいの方でもそうだと思いますね。今までは健康であるから障がいの方を家族が守っておっても、その守っておる方が、いつかは自分が病気になったときには、その障がいの方はどうするか。こういうこともありますので、中には滞納の方がここの中に見えると思いますね。そういうのはある一定、市長の権限でできるんだから、何も免税してやるということも、市税というのは市長がすることであるよね。所得税は国ですからね。市長ですから、別に市長の権限でやることもできると思いますので、こういうのも含めてやっていただいたら、払えない方は大変うれしく思われると思います。

次に、法令についての請求権については、ここの中には誓約書とか同意書、あるいは不動産でしたら買い付け証明というのがありますけれども、これを守られる政令の効力というのがあるのは、これは法令の中で守られておる部分なのか、これはどっちかという署名しただけのもので別に効果はないよというふうなのか、どっちなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

それぞれ時効とか何かにつきましては、法律や民法のほうで規定がありますので、今おっしゃられましたそういった書類が効力があるのかどうか、それはそれぞれの時効の法律で、それを認めるかどうか、そういった問題だと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この誓約書とか同意書、あるいは買い付け証明というのは不動産なんかによく出てきますね。これに対しては、法令の中で効力があるのかないのかということ。それをきちっと言っていたかないと、市民の方でも不安になるということがあります。

それはなぜかという、ここに同意書があります。これは海部土地から出ておるやつかな、書いてあります。名前がここに書いてありますけど、名前は言いませんけれども、このところに、宅地の中にパイプラインがあります。パイプラインを撤去しますと書いて、ここに書いてあるんですね。撤去すると言ってから、平成28年の2月22日に書いてあります。こういうのが同意書に書いてあるんですけども、これは生きるんですか、生きないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今お示しいただいた書類、ちょっと私、手元にございませませんが、そういったもので請求しますとか、された行為は、書面上で残っている限りは効力があると思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、こういうのは書いただけということで終わっちゃうわけですね。実際にはやっただけないということがありますので。これは、平米数からいくと1,603平米、2,907平米というのが、ここに土地の面積があります。この面積の中を通っておるわけね。そうすると、その分を同意書というので判を押してあげたんですね。判を押してあげたけど、ここには下に書いてありますね、自分が。書いた方はこの方ですけども、見やんほうがいいですけども、この方が書いたわけね。そういうのがありますから、こういうのも含めて、どういうふうにするかということも市民にきちっと教えていないと、これからは不満が出てくると思いますので、こういうのを含めて頑張ってください。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目は、中高年のひきこもり支援についてでございます。

今回の質問は、8050問題と言われる中高年のひきこもりについてお聞きしたいと思います。

学校や仕事に行けずに、家族以外の人との交流がほとんどがなく、ひきこもりは1980年以来、若者の問題として扱われてきましたが、その期間が長期化して、いまだ社会とのつながりが薄く、家族だけで課題を抱え込み、行政や医療機関などの支援を受けられないまま孤立しているケースであるとか、支える立場であった親の高齢化で共倒れのリスクを抱えながら、80代の親が50代の子供の面倒を見るのが8050問題と言われており、事態は深刻であります。

内閣府がことし3月に発表した推計では、40歳から64歳の中老年層のひきこもりは全国で約61万人にも上り、ひきこもりが長期化し、親も子も高齢になることで生活の困窮や親亡き後の子供の将来を案じる相談も増加していると言われております。

そこで、本市におかれましては、このような問題に対する対策として、障がい者相談支援事業や成年後見相談事業、また生活困窮者自立支援事業などを社会福祉協議会に委託して実施してみえますが、まず初めにお聞きしたいのは、これらの事業の実績はどのようになっておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

社会福祉協議会に委託して実施している事業の実績についてでございますが、身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者の方々に対して行った障がい者相談支援事業の過去3年間の相談実績は、延べ件数で、平成28年度が1,690件、平成29年度が1,659件、平成30年度も同じく1,659件でした。

続きまして、成年後見相談事業は、弁護士による相談を毎月第1水曜日に実施しており、過去3年間の相談実績は、平成28年度が15件、平成29年度が22件、平成30年度は24件となっております。

また、生活保護には至らないが経済的に困窮している世帯に対して支援を行う生活困窮者自立支援事業の過去3年間の相談実績は、平成28年度が51件、平成29年度が55件、平成30年度は59件となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。相当な相談件数に上っているように思

われますが、本人や家族の置かれている現状においてどのような支援が求められているのか、内容はさまざまであり、いろいろな問題が絡み合ったりと、複雑な問題だけに慎重な対応が求められていると思いますが、少なくとも相談を受け、関係機関と連携をしていく体制が必要であると思います。

そこで、市と委託先の社会福祉協議会との問題解決に向けての連携はどのようにしてみえるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

社会福祉協議会との問題解決に向けての連携についてでございますが、8050問題につきましては、対象世帯の状況や、その家族が抱える問題など複雑多岐にわたるため、その問題に特化した対応は現在行っておりませんが、さまざまな相談事案が寄せられた場合、成年後見相談事業の弁護士による専門家相談の部分につきましては社会福祉協議会へお願いをしており、相談者の生活状況や相談内容によって社会福祉協議会内の日常生活自立支援事業へつなぎ、成年後見の申立人がいない場合は、市長申し立てを行政側で行うなどの役割分担をしております。

障がい者の相談支援事業につきましては、個別支援会議を開催して、情報交換や福祉サービス等の社会資源の活用につきましては、お互いの役割分担をしながら支援に当たっております。

また、海部南部自立支援協議会の相談部会では、2カ月に1度、行政や相談員等が集まり、情報交換・情報共有をし、事例検討会等を行い、最善となる支援方法の模索に取り組んでもらっております。

生活困窮者自立支援事業につきましては、随時、相談支援に当たっているほか、月2回、第2と第3火曜日は市役所内でも相談窓口を設け、稼働年齢等の場合は就労支援員によるハローワークへの同行などの役割分担をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 先ほども申し上げましたが、中高年のひきこもりを抱える家庭は、社会とのつながりが薄く、家族だけで課題を抱え込みがちで、行政や医療機関などの支援を受けられないまま孤立するケースが少なくありません。とりわけ見逃せないのは、支える側となってきた親の高齢化です。共倒れのリスクを抱えながら、80代の親が50代の子供の面倒を見ること事態は深刻さを増しております。親亡き後の本人をどう支えるかとの課題もあるわけです。ひきこもりは、長期化するほど解決が難しくなると言われております。病気や介護、経済的困窮といった問題が複雑に絡むだけに、解決は一筋縄ではいかないと思います。どのような支援が求められているのか、長期化を防ぐにはどうすればいいのか、きめ細かく

効果的な対策につなげる上で、実態調査の必要があるのではと感じております。

そこでお尋ねをいたします。

当事者や家族の実情に即した調査を丁寧かつ速やかに進め、支援体制の構築を急ぐべきと思いますがいかがでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） お答えさせていただきます。

各家庭・世帯での問題意識が低いため、なかなか顕在化していないのが現状です。そのため、誰を対象にするかという対象者の抽出が問題になっているため、単独での調査は難しいと考えております。令和2年度に、第8期高齢者福祉計画や第6期障がい者福祉計画の策定の際にアンケート調査の実施を行いますので、調査項目にそのような内容を加えて調査を行っていきたいと考えております。

次に、支援体制につきまして、8050問題といっても、原因、理由はさまざまです。先ほど申し上げましたが、問題が顕在化していない現状もあることから、例えば就労とか社会復帰を目指して支援させていただくこともあるわけですが、中には社会に出たくないという人もいます。そのような人たちを無理に外へ引っ張り出すのではなく、これまでのライフスタイルを維持しながら、ひきこもりの人なりに社会とかかわるほうが本人にとってよい場合もあります。その際に問題になるのが、現在の生活水準を継続できなくなることにあります。8050問題を含むそれらの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口が現時点では不明確なため、行政として担当課を明確にして、社会福祉協議会と連携し、役割分担をしながら、その世帯などが抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた支援ができる体制を構築していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは次に、海南病院に委託をしてみえる地域包括支援センターにおける8050問題への取り組みについて伺います。

地域包括支援センターは、介護保険制度の機関という制限もあろうかと思いますが、今では地域包括支援センターの支援の中でも、この8050問題が言われ、80歳代の要介護高齢者を支援する中で、同居する50歳代のひきこもりの子供の支援にかかわらざるを得ない実態が全国的に明らかになってきています。

地域包括ケアシステムは、単に介護保険制度の枠内だけでおさまるものではなく、地域に存在する多様な福祉課題に対応できる仕組みとして考える必要があります。地域包括支援センターでは、既に地域の課題に積極的に取り組んでおり、住民との信頼関係も確実に形成されつつあります。

そこで、地域包括ケアを推進する上で、地域包括支援センターの機能を有効に活用することが大変に重要だと思われませんが、地域包括支援センターでは8050問題に対してどのように対応してみえるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） お答えさせていただきます。

地域包括支援センターでは、介護保険法を設置根拠としているため、対象者は高齢者を中心としているのが現状であり、特にその問題に対しては直接的には取り組んでいません。しかし、包括支援センターの職員が高齢者宅を訪問した際にひきこもりが疑われる場合は、御家族に社会福祉協議会等の相談機関への相談を促したり、精神保健福祉士に相談し、対応などについて助言を求めたり、他の専門機関へ相談してつないでいただいております。

そもそも中高年のひきこもりに対する支援制度などが確立されておらず、かかわりに関しても地域包括支援センターが流れからかかわらざるを得ないケースがふえてきているのが現状です。

市といたしましても、より一層、地域包括支援センターと連携し、対応してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 地域包括ケアシステムを行政、支援機関、専門職のネットワークとして構築することは、そんなに難しいことではないと考えますが、それだけでは地域の課題に応えることはできず、単なる情報交換中心の連絡会になり、終わってしまいがちだと思います。

そこで、現在市では、介護保険サービス調整会議や地域ケア会議、弥富ケアマネ会、地域でいいますと海部南部自立支援協議会などがございますが、これらのネットワーク会議では、この8050問題は取り上げられているのでしょうか。また、あわせて解決に向けての役割分担や取り組みはどのようにしてみえるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） お答えさせていただきます。

各会議につきましては、専門の有資格者が、それぞれ特化した分野で課題を抽出して検討を行っているのが現状です。その中で唯一、ケア会議につきましては、介護保険分野、障がい分野、リハビリ専門職、地域包括支援センターなど、多職種が集まり会議を開催しておりますが、情報共有や情報交換が中心の場ではございませんでした。

しかし、平成30年度より、このケア会議のあり方を見直すことに取り組んでおり、その中

で個別事例の検討を行っておりますが、現時点で8050問題につきましては、まだ課題としては取り組んでいません。

今後、複雑多岐にわたる問題を抱える家族・世帯に対して対応できるよう、市役所内の横のつながりを密に持ちながら、さまざまな専門機関と連携し、支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 解決のためには、あらゆる問題に対しての行政の縦割りの仕組みから、その問題を抱えている人の状況に応じた包括的な支援のために関係部署の連携は欠かせません。庁舎の完成に伴いまして機構改革もされる予定とお聞きしておりますので、総合相談窓口のような部署の設置については先延ばしをしないで、ひきこもりの人の相談や居場所づくりを進めるための取り組みをしていただきますよう強く要望させていただきますとともに、私も市民の方々から相談をお受けする中でも、この点につきましては注視をしてみたいと思います。ぜひとも個々に応じたきめ細やかな取り組みをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目です。

2点目に、プログラミング教育必修化への取り組みについて質問をさせていただきます。

平成29年3月31日に新しい学習指導要領の告示が行われ、これによりますと、文部科学省は2020年（令和2年）度からの新学習指導要領に、小学校でのプログラミング教育について全面実施されることとなっており、現在は移行期間ということになっているようですが、今回のこの改訂は非常に大規模なものであると聞いております。

改訂の主なものは、言語能力の育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育、そして道徳教育と、これらにつきましては既に教科化が先行していると思います。そして、体験活動の充実、外国語教育の充実、中学年である小学校3・4年生におきましては外国語活動を行い、また高学年の5・6年生におきましては外国語科を導入ということになっております。それら重要な施策に加えて、情報活用能力育成のため、このプログラミング教育が導入されるということでもあります。このプログラミング教育の円滑な実施に向けた現在の市の取り組みについて伺ってまいります。

まず初めに、新学習指導要領が告示をされて以降、必修化前の小学校でのプログラミング教育に対する取り組み状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

初めに、プログラミング教育について説明をさせていただきます。

プログラミング教育は、算数、理科、音楽、総合的な学習の時間など、既にある教科の中

で実践され、児童がさまざまな体験を通してコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習行動であります。コンピューター言語を学習することではございません。

例えば算数では、正多角形の決まりを見つけて正多角形を描く場面、音楽ではさまざまなリズムパターンを組み合わせて音楽をつくることをプログラミングを通して学習する場面など各教科の新しい教科書に組み込まれているものもあれば、総合的な学習の時間などにプログラミングの楽しさやおもしろさ、達成感などを体験する例などもあります。

来年度からの導入への取り組みとして、教員に対し、小学校プログラミング教育導入の趣旨、具体的取り組み方法の周知や指導案等の周知を行いました。今後は、教員間の模擬授業、研究授業などを行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、ただいまの御答弁の状況を踏まえまして、指導者の研修や人材確保は十分できていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

研修や人材確保は、円滑な導入に向け重要なことであります。本年度、人材育成としてリーダー養成研修を予定しています。この研修内容は、各校1名の代表者が参加して行う模擬授業であります。また、リーダー養成研修受講者による全教員を対象とした模擬授業の実施を予定しております。これらを通し、全教員がプログラミング教育の体験を実践し、指導力の向上に努めています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、リーダー養成研修会を通して、全教員を対象に模擬授業をされるとお聞きいたしましたが、平成30年度の道德の教科化に続き今回のプログラミング教育と同時期に小学校の英語の教科化などがあり、既存の教科の中とはいえ、新しい指導法など、教員の負担感や不安感が增大するのではと思われます。ぜひ、指導者の研修や人材確保に最大限の努力をお願いしたいと思います。

それでは次に、小学校でのプログラミング教育により、子供たちをどのような人材に育成していかれるのか、教育委員会のお考えをお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

プログラミング教育により、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要で、それをどう改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを体験させながら、論理的に考えていく力であるプログラミング的思考を育成でき

ればと考えています。この力は、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められている力でもあるからです。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま課長の御答弁にもありましたように、実際にプログラミング言語を一字一句覚え入力して動かしていくといった、そういうものではなくて、論理的思考であるとか、あとはその試行錯誤による問題解決力を養う、そこに焦点が絞られた教育なのではないかと強く感じております。

それでは、最後に1点、ICTの導入についてお聞きします。

文部科学省から発行されております「小学校プログラミング教育の手引」によれば、プログラミング教育の円滑な実施に向けては、研修や教材研究等の準備を進めるとともに、ICT環境整備についてもしっかりと計画的に進めることが必要であるとされております。

そこで、平成28年の9月議会において、教育環境のICT化について質問をさせていただいた折に、たしか学校ICT検討委員会を立ち上げて導入に向けて準備を進めているとの答弁であったかと思いますが、その後の整備の進捗状況をお聞かせいただけますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

これまで教育委員会では、学校ICT化に努めてまいりました。市内の学校の主な整備の状況としましては、電子黒板49台、プロジェクター19台、タブレット451台、ほかに実物投影機等を配備しています。各校積極的に活用し、楽しい授業、わかりやすい授業を行っています。プログラミング教育においても、各教科においてこれらの機器を活用し、授業を行っています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今回の答弁を通して、プログラミング教育は既存の教科の学習の中で実施されることがわかりました。ICT化が進む社会で、仕組みを知ってコンピューターを使いこなしていけば、コミュニケーションの幅が広がり、創造性を発揮できる可能性が高まるなど、早い段階からプログラミング的思考を身につけることは非常に重要であると考えます。

小学校で扱うことになったプログラミング教育は、先ほど来より学校教育課長から御答弁がありましたように、大人が考えた工程をなぞるだけの授業ではなく、子供たちが秘めている未知の可能性を発掘し、将来、社会で活躍できるきっかけとなることを期待しています。

今後、ハード面の整備を進めるとともに、指導法や人材確保にしっかりとした取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、保育の無償化及び給食費についてとJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化について、3つ目、空き家対策について質問させていただきたいと思います。

まず1つ目、保育無償化及び給食費についてでございますが、10月より保育料無償化が始まります。しかし、実際には無料ではなく、給食費などはわざわざ保育料から取り出され負担が必要になり、また非課税世帯を除く一番負担の大変であるゼロから2歳児の保育料は、現行どおり有料の保育料となる計画でございます。

また、現在は月1,000円の延長保育料も改定され、時間ごとに料金が加算される仕組みを考えていると伺います。

そこでまず、現在、市で考えている給食費と延長保育料について、どのような金額設定にしようとしているのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

現在、保育所児の給食にかかる費用のうち、人件費を除く給食費につきましては、副食費は保育料に含むという形で保護者の方に負担していただいております。10月以降、保育料は無償化となりますが、3歳から5歳までのお子様の副食費につきましては、主食費、教材費同様、引き続き保護者に負担していただくこととなります。

副食費につきましては、国の指針と同じ月額4,500円、主食費は国の指針は3,000円となっておりますが、月額700円とさせていただきます。

次に、延長保育料につきましては、午後4時までの短時間保育を利用されている方で午後5時までの延長保育利用登録者は月額1,000円、午後6時までの登録者は月額2,000円、午後7時までの登録者は月額3,000円とさせていただきます。

また、早朝のみの利用者と標準時間保育の延長保育利用登録者につきましては、月額1,000円を御負担していただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、保育料の金額と延長利用料の改正の金額ということで示されました。

給食費に関して、一律でその金額で考えられているのか、それとも今までの保育料と同じように階層によっての対応があるのかどうか。また、母子家庭や父子家庭などの減免、低所得者等に関してはどのように変わっていくのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

料金の設定は一律となっておりますが、年収約360万円未満相当の世帯と就学前児童から数

えて第3子以降の児童につきましては、副食費は免除となります。

母子・父子のひとり親世帯につきましても、年収約360万円未満相当の世帯の方は副食費は免除となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 所得の360万円以下の方は、この給食費に関しては免除されるということでございました。

保育料の中に給食費が入っているとき、現在ですけれども、その部分は給食費も含めて所得階層に合わせた応分負担になっていると思いますが、これを一律でしていくというのは矛盾があるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

料金の設定は一律となっていますが、先ほどお答えしましたように、年収約360万円未満相当の低所得者の方や母子・父子のひとり親世帯につきましては副食費は免除されますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 多少の配慮はあるということでございますけれども、そもそも今までの保育料の中に副食費が含まれていたわけですが、それをわざわざ取り出して副食費を負担させるということ自体がおかしいと思いますが、保育所における給食というのは、もともと私は食育の観点として扱うべきだと思いますが、そういった食育としての観点というのは市のほうではないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

保育所の副食費は、これまでも無償ということではなく、利用者負担分である保育料の一部として含まれていました。10月1日から保育料は無償化となりますが、副食費につきましては今までどおり保護者の負担とさせていただきます。食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用ですので、保護者に負担していただくということで御理解ください。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私が確認したかったのは、食育としての観点はあるかということでございますけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 先ほど御答弁いただきましたが、保育所における食事というのは、食育というのは確かに食育であると思いますが、それを誰が負担するかと

ということにつきましては保護者のほうに御負担いただくということで、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 食育という観点であります、保護者のほうに負担をとということでございました。また後で、この食育に関しては話させていただきますけれども、それをしばらく置いておいて、次の質問に移っていきたくと思いますが、もう一つ聞きたいのは、任意の預かり保育である私的保育に関してはどのような対応に今後なるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

御自宅でお子様の面倒を見ることができる保育の必要性のない、いわゆる私的契約児につきましては、無償の対象となりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これは、今、無償の対象ではないということでございましたが、今までの料金と同じように、例えば今、同じ所得の階層でのツーランクアップというような対応をされていると思いますが、それは変わらないということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

今までどおりと変わりはありません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今までどおりということでございました。

では、逆に任意に預ける幼稚園の場合は無償の対象になるのかどうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

満3歳以上の小学校就学前の子供で、1号認定を受けたお子様につきましては、無償の対象となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういうことであれば、任意で預かる私的契約の保育は今までどおりツーランクアップの料金で保育料が発生し、逆に幼稚園なら無償になるということでございます。

こうした不思議な矛盾したところがございましてけれども、これでは保育所に預けずに、じゃあ幼稚園に預ければ無料じゃないかということで幼稚園に預けたい人がたくさん出てきてしまうと思いますけれども、市はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

保育所は保育を必要とする子供が利用する児童福祉施設ということで、幼稚園は教育施設ということになってございます。本市の9つの保育所でございますが、御自宅でお子様の面倒を見ることができる家庭の私的契約児につきましては、保育の必要がある子供の利用調整をまず行って、入所児童が決定した後に、なお受け入れ可能な場合に保護者との個別の契約により受け入れております。

また、本市の保育所の保育時間は、私的契約児であっても保育時間につきましては午前8時から午後4時までの8時間となっております。幼稚園の標準時間は通常4時間で、保育所に比べると短く、夏休みなどの長期休暇等もございます。

また、保育所は保護者の送迎が必要となっておりますが、幼稚園ですと通常、通園バスがある園も数多くあります。

以上、述べましたように、保育所は保育を必要とする施設でございますが、幼稚園は教育を目的とする施設でございますので、保育所と幼稚園のメリット・デメリットにつきましてはそれぞれあると思いますので、何を重視していただくのか、保護者の方が選択されることと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、今、部長のおっしゃったように違いはあるかとは思いますが、でも片や今までどおりの有料、片や無償になるということであれば、料金が助かるわということで幼稚園に流れてしまうケースも考えられると思いますので、この件に関しては今後もしっかりと動向を見ながら考えていってほしいと思っています。

また今回、保育料が無償化になるということにおいて、子育て世帯の負担を減らすということができるとということで、これは大変うれしい、望ましいことだと思っておりますが、しかし実際には、一番負担の大変なゼロから2歳児の問題、また給食費などの課題、先ほど言ったような幼稚園と保育園の矛盾ということで問題を抱えています。さらには、財源が消費税増税によるということについて、逆進性の強い税金で社会保障というのは、そもそもがおかしいと思っております。しかも、民間の保育所に対しては認可外も含めて無償化になるのに対しても補助金を別枠の形で出していく、公立の保育所に関しては100%自治体の負担になるということも問題になっております。とはいえ、実際には交付税の算定に加えられるということで、今までの国基準よりも市民負担を減らす努力をしてきた私の都市、弥富市のような自治体にとっては、現在よりも自治体の負担が少なくなる予定となっております。

私、東京のほうへ研修に行きまして、それをもとに軽く試算をしてみますと、弥富市の保育にかかる事業費として約11億円とすると、恐らく1億円程度が交付税としてふえるような計算ということになってきますけれども、それはそっくりそのまま入るかどうかはわからな

いんですが、そういう形になってきます。この交付税は、いわゆるひもつきではないために、一緒くたに入ってくるものですから、保育分という名目が入ってくるわけではないものから、保育だけではなく合算した金額で入ってくるために、どれだけが保育の分なのかということは明確にすることは困難ですが、しかし保育に使う分も入ってくるわけです。この分を使って、給食費の無償化や延長保育料の負担の軽減、また余力があればゼロから2歳児の保育料の負担を減らしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。同時に、給食費を無償化するとしたらいかにほどの財源が必要になってくるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

令和2年度からは、地方消費税交付金や普通交付税という形で措置される予定でございますが、具体的な金額は現在のところまだわかっておりません。今後の財源措置が定かでない状況の中、給食費の無償化、保育料の軽減は、市としての全ての施策に影響を及ぼすものでありますので、現在のところ軽減や拡充については考えておりません。

2つ目の給食費を無償化するとどれほどの財源が必要かとの御質問ですが、9月1日現在、本市の公立保育所には私的契約児以外の3歳から5歳までの児童が696人入所しております。無償化しますと、年間3,280万円ほどの予算が必要となる見込みでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） どれだけ入ってくるかわからないということですが、私が勝手に試算したのによると約1億円ほどふえるんじゃないかということでございますし、3,280万円だったら十分にカバーできるし、十分にそれ以上の負担軽減ができると思います。

また、今回に限っては補正予算という格好で、来年度からは先ほど部長が言われたとおりなんですが、ことしに関しては補正予算という形で交付税が入ってくるために、保育無償化に対しての半年分のプラス分が具体的にわかるかと思います。もちろん、単純にはいきませんが、来年度はその2倍分が無償化に対しての相当額であるということ推察することができる上に、今までの保育分も加味しながら保育に使うべき交付税分を算定し、それを給食費の無償化などに充てていくことができると思います。既に保育給食費の無償化を決めている自治体も幾つかございます。また、お隣の愛西市では、市長が既に、こうしたお金は全て子育てに使うと表明しております。

弥富市も、今までの保育に使っている約11億円と入ってくる交付税、勝手な試算ですと1億円、これを合わせると12億円、これについては子育てに全て使うと市長にも表明していただきたいと思いますが、どうでしょうか、市長。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

幼児教育・保育無償化に係る財源措置は、今年度は臨時交付金で補填されます。令和2年度以降には地方にも一定の負担が求められておきまして、財源措置は現在のところ定かではございません。福祉施策は、普通交付税が減ったから縮小したり、国の財源措置がなくなれば中止という一過性のものではなく、長期的・継続的に施策を講じていかなければなりません。

さて、新庁舎には子育て世代包括支援センターを新たに開設する予定であります。また、現在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の量的・質的な充実や子供の貧困対策にも取り組んでいかなければなりません。本市の今年度当初予算におきましては、一般会計は171億4,489万2,000円でございますが、そのうち児童福祉費につきましては29億9,897万円で、予算の17.5%を占めている状況でございます。

このように、本市におきましては、児童福祉費は多額の予算を必要としていますので、まずは児童館や学童保育などの児童福祉施策に関する予算に充ててまいりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私としては、市長にぜひその思いを答えていただきたいと思うんですが、市長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子育て支援ということでございますが、先ほど民生部長のほうからも答弁させていただいたとおりでございますが、今後も児童福祉費等々に多額の費用を要するわけでございますが、そちらのほうに充ててまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 質問の途中でございますが、会議が1時間を経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 先ほど市長のほうにも答弁いただきましたが、部長のほうから、子育てにかかわる部分はさまざまあるということございまして、市長も同様ということでしたが、私としては市長の熱い思いが聞きたかったんですけど、なかなかそれを表明していただけなかったもんですから、ちょっと残念に思っているところでございますが、また次の機会にでも熱い思いを述べていただければと思います。

続きますと、給食費を集めるとなると、業務負担部分においても自治体の職務、特に保育

所の職務がふえることになると思いますが、誰がこの給食費を集めることになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

これまでの保育料と同様に、月末に銀行等の口座引き落としにより徴収させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 仮に滞納があった場合は、どのように集められるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

保育料と同様に銀行等の口座引き落としができなかった世帯につきましては、後日、納付書により納めていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 滞納問題というのはさまざまありまして、学校の現場、小・中学校でも大変苦勞していると聞きますけれども、学校のほうでは給食費の滞納問題についてどのようになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校では給食費の滞納問題はどのようになっているのかという御質問でございますが、給食費の未納者への対応は、初めに学校から定期的に給食費納付の通知を出し、保護者をお願いしております。

次に、就学援助費受給者の方については、学校から教育委員会に連絡をいただき、支給時に就学援助費を給食費の未納分に充当させていただいております。また、受給者でない方につきましては、就学援助制度の説明をし、申請を促しております。

加えて、保護者の同意を得て、児童手当などからも納めていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 保育所でも、学校でも、職員のほうが多忙という中で、そういう手紙を出したり、また児童手当等に関しても、もちろん同意を得なければならないので、御家庭に出向いてそういう話をしながら同意を得るというのも大変苦勞される問題だと思っております。

学校での給食費の滞納問題というのは、大変多くの自治体で頭を悩ませていることだと思いますし、弥富市でも現状としても大変な御苦勞をされていると思うんですが、それと同じ問題が保育の給食費にも出てくるということが予想されるわけです。

さらに、学校とは違って就学援助制度というものがございませんので、そこからカバーするということができなくなります。とはいえ、滞納しているからといって、その子だけ給食なしというわけにもいきませんし、ただ学校で実際によくあるケースが、給食費の滞納を知られてしまった児童がいじめの対象になったり、知られなくても、子供の潜在意識の中に、うちは給食費を払っていないのに、これ食べていいのかなといったような、ある種の罪の意識、罪悪感のようなものを持たせることになってしまったりという報告があります。そうやって気兼ねすることなく安心して食べられる体制が求められていると思います。

今回の保育所の給食費も、同じような問題を保育現場に持ち込むこととなります。初めのほうで質問させていただきましたが、保育所における給食は食育としての役割を持っています。だからこそ、今まで保育料の中に、給食費として、副食費として含まれていたのではないのでしょうか。子育てするなら弥富市と打ち出している自治体として、また保育士の手間もふえ、余計な気遣いを子供にさせないためにも、ここは弥富市が頑張っていて、仮に多少の持ち出しがあっても、私はない、むしろプラスだと思いますが、もし仮に多少の持ち出しがあつたとしても、私は給食費を無償化すべきではないでしょうかと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、給食費につきましては国の考え方と同様でございます。在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、また義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事自己負担とされていますので、保育所での主食費・副食費ともに保護者に負担していただくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） なかなかそういうことから脱却してもらえないんですが、食育というのは安心して食べられることと食を通じて学ぶということですので、これは教育の一環という中で考えるべきものということは、教育費にかかるものに関しては無償にしていく、子供に安心して教育を受けさせる、そして保育を受けさせる、そういった立場で考えていただきたいと思います。これも市長が答えてくれなかったんで少し腑に落ちないんですが、ただ交付税がどれほど入ってくるかわからないという状況で、このまま議論を続けても平行線になるので、これ以上は言いませんけれども、保育給食費無償化は行うべきだと思いますし、延長保育料の軽減だったり、特にゼロ・2歳児の保育料の軽減も、現在の弥富市の保育関連予算と見比べて、できる限りの努力をしてほしいと思います。

参考までに、秋田県では県ぐるみで給食費の無償化を行っていたり、兵庫県では3市、長崎県では7市、沖縄名護市などでも行っていたり、逆に完全無償化までにはならなくとも、

所得制限、先ほど360万円以下の人は減免制度があると言っておりましたが、その減免制度の所得制限の枠を720万まで拡充してやっているという自治体もあるようです。ぜひそういった方向で考えていただきたいと思います。

また先日、兵庫県の相生市に弥富市議会と一部の幹部職員とともに行政視察を行いました。そこではさまざまな子育て支援、11の鍵として行っていました。保育所の給食費どころか、小・中学校の給食費も無償化しておりました。相生市は、子供の減少に危機感を覚えて、定住促進を図るという方向で、子育て支援に大きな力、大変な努力をされていました。子供がまちからいなくなれば、そのまちは衰退し、税収も減り、立ち行かなくなる。少子化の時代にあっては、弥富市もよそごとではないと思います。現に、弥富市のゼロから5歳児までの子供の人口の推移は、過去5年間でどうなっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

4月1日現在の未就学児の人口は、平成27年度は2,360人、平成28年度は2,247人、平成29年度は2,160人、平成30年度は2,094人、令和元年度は2,068人で年々減少していきまして、平成27年度からこの5年間で292名の減となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この5年間で200名以上の子供が減少しているという状況でございます。これを5年、10年と繰り返していけば、どんどん子供がいなくなるというような状況になっていくと思います。

こうしたもとの、先日、全員協議会の中では、公共施設の再配置計画、主に学校の統廃合ということで、栄南、大藤、十四山西部、東部と4校を1つに統合していくような方向性が検討されている状況に追い込まれているんじゃないでしょうか。市は、人口減少、少子化を指をくわえてただ茫然と仕方がないと諦めて待つのではなく、子供をふやす、定住促進を図ることを真剣に考えて実行すべきではないでしょうか。

そのためには、まだこの西尾張地方では余り行われていない目を引くような政策が必要になってくると思います。人口が減り税収が減ってしまってからでは、なかなか独自の政策を行うことが困難になります。今のうちに対策を考えていく必要があると思います。

そこで、今回の相生市にヒントを得たことがございました。子育て支援を手厚くすると、子育て期間だけ市にいて終わったら他市に流れる、そういったことはないのかということ質問しました。そこでの答えが、中学卒業までの切れ目のない支援をすることによってコミュニティが形成されるので、定住を図ることができるといったものでございました。

弥富市でも、中学卒業までの援助として医療費無料制度があり、これはもちろん大変喜ばれておりますが、しかし、現在ではほとんどの市町が行っています。もう一步飛び出した施

策が必要なときではないでしょうか。

また、もともと学校給食は、先ほど言った食育として捉える必要と、さらには子供の貧困問題として、7人に1人が貧困と言われる時代において、子供が心配することなく給食を安心して食べられるよう、中学校までの給食費も無償化するような検討をしてはどうか。また、無償化した場合に、年間でどれほどの予算が必要になるかも、あわせてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 中学校までの給食費を無料化にするよう検討してはどうか、また無償化した場合に年間どれほどの予算が必要になるかという御質問でございますが、議員言われますように、定住促進は市にとって大きな課題であり、今後いろいろな方策を考えなければならないと思っております。給食費の無償化には大きな財政負担が必要となることから、現在のところは考えておりません。

仮に小・中学校の給食費を無償化したときに必要とされる予算につきましては、食材費として小学校は1食260円で、8校平均給食日数は年間186日です。中学校は1食300円で、3校平均給食日数は年間188日でございます。平成31年4月1日現在の児童・生徒数をもとに、小学校の在籍数2,329人、中学校の在籍数1,205人をもとに必要予算額を積算いたしますと、小学校分1億1,263万440円、中学校分6,796万2,000円、合計いたしますと1億8,059万2,440円の予算措置が必要となることとなります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに多くの予算が必要となってきますが、逆に子供の減少率も高くなってきています。また、安倍政権下のもとで貧富の格差が大きく開き、子供の貧困が問題になっている時代だからこそ、国に対して求めていくのはもちろんですが、地方自治体としてもやれる努力をしていくべきだと思いますし、こうした定住促進に関しては真剣に検討していく必要があると思います。弥富市としてどうするのか、人口減少を指をくわえてただ待つのか、対策を考えていくのか、弥富の子供たちに不安を持たせないような方向性を本当に今後考えていただきたいと思っております。

さて、今回の無償化に伴って、もう一点、重要な点について質問させていただきたいと思っております。

先ほどの質問の中でも少し触れましたが、今回の無償化に伴って認可外保育所も含めて国の補助金が支給されるという点について、少し深掘りして質問していきます。

保育所として最近ではさまざまな種類の保育所ができてきました。公立の保育所、民間の認可保育所、認定こども園等、また内閣府所管企業主導型保育、認可外保育所、家庭的保育所などがありますが、どのような違いがあるのか。また、大きくは保育士などの基準や敷地・建物面積などの違いがあると思っておりますけれども、それぞれわかりやすく、どういった違

いがあるのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

今回の無償化は、3歳以上の児童を対象としておりますので、3歳以上の基準で答えさせていただきます。

公立の保育所、民間の認可保育所、認定こども園の職員の配置基準につきましては、3歳は20人に1名、4歳・5歳は30人に1名の職員の配置となっております。面積基準につきましては、2歳以上の保育室は児童1人当たり1.98平方メートルでございます。

これに対して、認可外保育所の職員の配置基準は、公立の保育所と同じでございます。また、面積基準につきましては、児童1人当たり1.65平方メートルでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 職員配置の件に関しては、認可も認可外も一緒ということで、面積基準が少し狭いというような状況でございました。

また、今回の無償化に伴って、認可外にも補助が交付されると聞きましたが、それは確かでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

保育の必要性がある方に限られておりますが、特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業を利用できない方が無償の対象となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 弥富市内には認可外はございませんので、ないと思うんですが、実際には認可外保育所にも、こうした補助が交付されるということでございました。

先日、私、東京のほうで保育研究会が主催する学習会に参加して、そこで保育所に預けて子供を亡くされた赤ちゃんの急死を考える会という会の阿部一美さんという方の講義を聞きました。そこで話されたのは、認可外よりも基準の悪い劣悪の環境の保育所の実態でした。乳幼児の死亡事故は、10万人当たりの比較でいくと、認可保育所と認可外保育所の割合でいくと30倍も開きがあるということのデータもあります。いかに保育の基準が命を守る基準なのかがよくわかりました。

2014年の7月26日、宇都宮市の認可外託児所「トイズ」というところの9カ月の乳幼児を死亡させた事件において、毛布でぐるぐる巻きに縛って放置し、熱中症で亡くなった事件は知っていますでしょうか。私はその事件を知ったときに、言葉を失いました。このようなことが絶対に起きないように、認可外施設に対して自治体は予告なしの立入調査をするなどの対応が必要だと実感したところでございます。

しかし、今回の無償化に伴って、こうした認可外よりもさらに劣悪な、このトイズのような保育所にも補助が出るということで二重に驚きました。本来、このような劣悪な環境の保育は排除されるべき基準であり、排除されなければなりません。このような保育所を容認することは絶対に許してはいけないことだと思います。逆に、国が補助を出しているから安心かなというように勘違いしてしまいかねないと、今回、この阿部さんの講義にもありました。

また、こうした認可外の基準すら満たしていない施設に対して、補助の対象から外すという条例を自治体の判断で制定することができるということも聞きました。既に、千葉市や吹田市、和光市、高山市など、幾つかの自治体が条例の制定をし、こうした劣悪な保育所が参入してこないように排除しているということでございます。

幸い弥富市には、このような劣悪な環境の保育施設はございませんけれども、今後、そういった企業の参入もあり得るかもしれません。

そこで、子供の命を守る観点から、弥富市もそうした先進自治体に倣って条例を制定しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） お答えいたします。

待機児童の多い都市部の自治体の認可外託児所の一例であると思いますが、国は認可外施設についても、保育士の配置や保育室の面積などに関する指導監督基準を設けています。今回の無償化では、基準を満たさない場合でも、5年間の経過措置があります。

本市では、公立保育所と認定こども園などによって待機児童はゼロの状態でございますので、条例の制定につきましては現在のところ考えておりません。

本市には公立の保育所が9つございます。これまで、市といたしまして子育て施策の中で保育所の整備を第一に考え、市直営で開設・運営をまいりました。今後も子育てを重点施策として推進してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、弥富市内には、そうした劣悪な環境はないし、待機児童はないから、企業が参入してこないということでございますけれども、こうした保育所においては、市の許可を求めずに建設することができるような状況にもなっていますので、そこを条例として制限していく。また、条例として制定していくことによって、そうした保育はさせないという市の思いを市民にも周知し、ほかの国民の方にも周知することができますので、ぜひ条例を制定し、そうした方向をきっぱりとPRするためにも考えていっていただきたいと思っています。

先ほど市長の中にも、公立の保育所で弥富市は頑張っていくと、子育てを妥協しないということで、その言葉をいただきましたので、ぜひその方向で早急な対応をお願いしまして、

次の課題に移らせていただきます。

次の課題といたしまして、JR・名鉄弥富駅の橋上化と将来負担及び今後のまちづくりについてでございます。

前回の6月議会で概略の計画が説明されましたが、それをこのまま進めていくのか、今後のスケジュールについてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

現時点で、前回の議会説明会以降、変更点はございませんが、今、名鉄に調査設計を委託しており、また北口駅前広場の物件調査及び土地の鑑定評価を実施しております。これらにより事業費の精度を上げ、進めることとしております。

続きまして、スケジュールでございますが、今後の鉄道事業者との協議にもよりますが、今年度中に鉄道事業者と事業合意、覚書を締結し、自由通路の都市計画決定を予定しております。次年度以降に工事協定を締結、令和3年度には支障移転工事、本工事の着手、令和6年度に駅舎・自由通路の供用開始と駅前広場整備の着手、令和7年度に全ての工事を完了したいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、このままスケジュールどおり考えられているということでしたが、私は周辺整備を含めてということで考えておまして、特に踏切周辺の整備、昨日、大変な踏切の事故がありましたけれども、弥富市では現在、警備員を置いて対応しております。その安全対策も当然行うと思っておったわけですが、実際、この間の計画の内容を聞くと、全くこの踏切については入っておりませんでした。まずは、この踏切の安全対策のほうが一番優先で行うべき課題だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 御指摘の踏切を含む東西にある踏切は、歩行者、自転車、自動車が分離されていない道路でございます。朝夕のピーク時には、これらの交通が錯綜している状況でございます。これらの踏切は構内踏切であり、拡幅には非常に厳しい条件が課せられることとなります。特に西側踏切は、御質問にありまして、踏切周辺誘導員を配置するほど危険な状態にあるため、歩行者等の安全を早期に確保することも自由通路整備の大きな理由の一つであると考えております。

なお、今回の自由通路整備協議につきましては、鉄道事業者より、踏切拡幅等と同時に協議をしない条件につき、現在に至っておるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 同時に協議しない条件ということでしたが、今、警備

員の方が頑張っているって、僕も見に行ったときに、てきばきとやられておるんで、すごいなど。ベテランの警備員しかちょっとできないなど。僕がやろうとしたら、これは厳しいなどというふうに実感として思ったところがございますけれども、それほど危険な状況だということなので、一刻も早くこの解消をぜひしていただきたいと思っていますし、踏切を拡幅していただくと一番ありがたいんですけど、そうでなくてもできる対策はあると思うんです。もっと見通しのよいように、例えば買収の相談を近隣の地主の方に求めたりとか、そういった形で安全対策もぜひ考えていっていただきたいと思っています。

話を橋上化の話に戻しますが、おおよその計画では、先ほど大原議員もおっしゃっていましたが、49億ということで、約50億ということで、新庁舎と匹敵するような金額が示されました。これがどれほどの将来負担になるか。新庁舎と違って有利な補助制度はなく、返済に関しては私は新庁舎よりも高くなるような懸念があると思っていますけれども、返済は新庁舎と比較してどのような負担となってくるか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井財政課長。

○総務部次長兼財政課長（安井文雄君） 新庁舎建設事業の返済は、ピーク時の公債費が約2億円と想定しております。JR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業につきましては、事業費、補助金が確定ではございませんが、ピーク時の公債費を約2億5,000万円と見込んでおります。この差につきましては借入条件等の差で、新庁舎建設事業は30年返済の起債ができます。また、JR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業につきましては、10年返済の起債、それから20年返済の起債となることによる差となります。

一方で、起債の充当率は、新庁舎建設事業が90%から100%、それからJR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業が75%から90%となっており、一般財源の持ち出しは新庁舎建設事業より割合が大きくなります。また、それぞれの事業の元利償還額に対しまして、一定の割合で交付税の基準財政需要額に算入されるということになります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 仮にこのままの計画でいうと、新庁舎より負担の重いような状況になってくるといことがわかったわけですが、この橋上化を行うことによって、名古屋の大須商店街のような例えば駅前に「きんぎょ商店街」などを整備して、弥富市にとって活性化して、人を呼び込んで、税収もこれだけふえるよといったようなビジョンがあれば、この駅前整備に対しても投資していく価値は十分にあると思いますが、そのようなビジョンを市は持ち合わせているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 今おっしゃられましたような商店街のビジョンというものは現在ございませんが、先ほどから議員のほうからも御質問の中にもありましたように、人口減少を

指をくわえて待っているのかということもございました。弥富市では、人口減少、超高齢化社会が現実、そして確実なものとなってきており、市を取り巻く状況はさらに厳しくなってくる中で、まちを維持していかなければなりません。市の総合計画や都市計画マスタープランでは、維持可能なまちづくりをするために、集約的都市構造を目指し、維持コストを抑え、便利・快適に暮らせるコンパクトな都市づくりを基本目標に掲げております。

これには、高齢者を初めとする住民が公共交通により、医療、福祉、子育て、商業等の日常生活に必要なサービスを受けられる魅力的なまちを目指す必要がございます。このようなまちを具体化するため、交通結節点機能の強化の一つとして、JR・名鉄弥富駅自由通路及び弥富駅北口広場、また自転車駐輪場を整備し、その後の近鉄弥富駅との連携をより強化するため、両駅間の市街地整備を考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 橋上化を整備することによって利便性がアップするんだということでございましたが、それだけでは私は人を呼び込むことができるとは想像しにくいわけがございます。どうせなら活性化するような大きなビジョンという形で捉えながら、明るく楽しいまちづくりということでやっていただければいいんですが、しかしそのようなビジョンがない中で、このままこの50億という、しかも新庁舎より、借金の返済でいえば、より負担が大きいものを進めていく、このままの計画で進めていくということであれば、これは無謀としか言いようがありません。

しかし、どうしても進めていくというのであれば、私は行政の判断だけで進めていくのは困難だと思っています。各地域の市民を交えた形で、行う行わないも含めて検討するプロジェクトチームのようなものや各地域の市民と直接話し合う場が必要かと思いますが、そのようなことは考えられているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 駅周辺整備の検討に関しまして、平成19年から22年にかけては、市内部での職員で構成するプロジェクトチームと大学の先生及び学生により駅周辺整備を検討しております。しかし、今回の自由通路整備につきましては、今後、都市計画決定の手続の中で住民説明会を予定しておりますが、市民を交えたプロジェクトチーム等の編成は予定してございません。

しかし、名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の間の市街地整備計画に関しましては、関係する市民の方々と話し合いをしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私は、この整備を行う前に、市民の方と一緒に協議しながら、まちづくりをどうしていくのかを考えていく必要があると思うので、ぜひそういった機会を設けてい

ただきたいと思っています。

近鉄弥富駅の橋上化の場合は、通路自体が近鉄の所有ということもあって大きくは近鉄側の負担で、約24億5,000万円の総工費のうち、近鉄のほうは15億5,000万円、弥富市は9億円ということで36%程度の負担であったと聞いています。今回のJR・名鉄の場合も、通路部分は鉄道事業者保有としても構わないので、同じような負担割合でできれば、100万歩ぐらい譲って理解できるかもしれませんが、説明では約49億のうち、ほとんどが弥富市負担になるということでした。なぜ近鉄の場合と同じような負担割合にならないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

近鉄弥富駅の場合でございますが、こちらは近鉄の駅施設に対して、もちろん事業者としては近鉄でございますが、それに対して市が事業費の一部を負担したものでございます。また、近鉄弥富駅にある通路は、終電が終わると階段前のシャッターが閉じられ、利用することができません。

一方、今回の自由通路につきましては、事業者は弥富市でございまして、都市計画決定の後、路線の認定を行った上で弥富市の施設として管理する市道として整備いたしますので、南北の通行が24時間可能となっております。

そのような事情もございまして、近鉄弥富駅と同じような割合にはなりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） だからこそ、通路部分というのは別に市のものにしなくてもいいと思うわけでございまして、逆に電車が動いていない時間、シャッターを閉められると言っていましたけど、そういう時間帯は踏切があいておりますのでスムーズに通行できるかと思うので、それほど利便性というのは変わらないんじゃないかと思うんですが、わざわざ通路を弥富市のものにしなくてもいいので、それは鉄道会社のほうで管理していただければいいので、そうした形の上で近鉄と同じような負担割合にしなければ、弥富市の負担だけが大きくなってしまいますので、それはちょっと、このままの計画でやっていくのは本当に無謀だと思います。

総合計画の策定時よりも予想をはるかに上回る高額過ぎる計画であり、将来負担等、今後の計画、またこれからの新庁舎の返済も大変な時期となっていく上に、学校の長寿命化も早急に行わなければならない状況などを考えれば、どう考えても無謀な計画と言わざるを得ないので、再検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

駅を含めた駅周辺整備事業は、昭和53年から計画内容を変えながら、現在で3回検討され

ております。今後の人口減少の影響を少なくするためにも、利便性の高い駅周辺を整備することは、まちづくりの起爆剤として有効であると考えております。

昨年12月議会において御承認いただきました第2次弥富市総合計画では、重点施策として、JR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業及び弥富駅北口駅前広場整備事業を、また本年3月に策定しました都市計画マスタープランで位置づけられた弥富駅の交通結節点機能強化の方策に基づいて事業を進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに利便性を向上していく分ではいいんですけども、しかし予定より高額過ぎるという状況の中で、この金額に関しては考えていかなければならないところだと思います。弥富市の発展のために、限られた予算を有効に使う、また将来を見通して有効な活用が求められているわけで、今回の橋上駅舎化が発展・活性化のために本当に有効なのか、慎重に考えていく必要があると思います。

今後の弥富市にとって、これだけの大きな予算を割くならば、もっと別の形で有効活用できるのではないかと、それを真剣に考えていく必要があるのではないのでしょうか。それこそ市がよく言う費用対効果の検証をすべきではないかと思いますが、市長、このJR橋上化についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺の関係につきましては、先ほども開発部長のほうから御答弁させていただきましたが、昭和53年から長い期間にわたり検討してまいりました。また、第2次弥富市総合計画を策定する中で実施した住民アンケートにおいても、弥富駅周辺の問題に関する御意見を多数いただいているところでございます。

弥富市でも、超高齢化社会の到来による自動車運転免許の返納の社会的な流れとともに、今後、人口減少が始まるのが容易に予想される中、これまでのような自家用車を利用したモータリゼーション型の都市構造社会から公共交通機関を利用したコンパクトプラスネットワークの考え方に基づいた集約的都市構造を目指していく必要がある中において、弥富駅周辺の踏切による錯綜の解消、南北地区の連携強化、効率のよい公共交通の確立、バリアフリー化等、さまざまな問題を少しでも早く解決していくためには、自由通路を整備することが、その第一歩だと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 何も自由通路をつくるなというわけではないんです。余りに費用がかかり過ぎる、費用対効果をしっかりと考えてほしいということなので、ぜひ今後、JR・名鉄と協議すると思うんですけども、そういう中で費用のバランスといいますか、費用負担の割合ということもしっかりと交渉しながらやっていただきたいと思いますが、また市民に

もししっかりと、これだけかかると、今までの計画、確かにアンケートにおいても便利にしてほしいということがありましたけど、しかしこれだけかかるような状況なんですと、そういうことをしっかりと伝えた上で、もう一度、市民とよく話し合う必要があると思うので、その点において市民と話し合うこと、交渉をしっかりとすることをしっかり念頭に置きながら進めていっていただきたいと思うので、ぜひ慎重な対応をお願いします。

3つ目のテーマに行こうと思ったんですが、ここで時間がないようなので、この空き家対策に関しては、また委員会のほうでも質問させていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番、日本共産党議員団の三宮十五郎でございます。

通告に基づきまして、3つの質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、空気バスと言われる巡回バスの改善を図りまして、制度を変えることによって利用者を1.8倍にふやした、さきに行政視察に行きました岡山県の玉野市。たまたま玉野市は市制施行が私の生まれた年と一緒でありまして、大変古いまちなんですけど、弥富市の直面している大きな課題であります市の公共交通の解決の方向に大きなヒントを与えてくれた行政視察ではなかったかと思えます。私も長年、議員をさせていただいておりますが、こんな形で市が直面する問題を、もちろんそのとおりにやればいいという問題ではないと思えますが、示唆してくれたような行政視察というのは初めてで、大変効果のあったものだというふうに考えておりますが、準備されたスタッフの皆さんに心からお礼を申し上げて、質問に入っていきたいと思えます。

玉野市は岡山県の西南にあり、瀬戸内海に面したところで、弥富市の2倍を超える面積を持ったまちであります。そこで本市と同じ巡回方式で、23年度は1人1回の乗車費用は1,070円で6万8,000人が利用しておりました。29年度は、新しい仕組みが十分に効果をした最初の年であったと思えますが、タクシーとバスを併用し、新たにタクシー乗り場を200カ所以上新設しました。路線バスと、それから巡回ではなくて上下2本の幹線バス、それからJRの駅が市内に4つありますが、それらを合わせて、バスと路線バス、JRの駅が120を超えてあるところに、新たに200カ所のタクシー乗り場を設けることで、全人口の98%をそれぞれの乗り場の半径400メートル以内にする事ができて、多くの皆さん、利用したい人

たちが乗れる、そして希望するところへ行ける、そういう体系を確立されたこと。

それから、朝7時台から夕方5時台までタクシーの配車が行われ、朝の7時台、8時台につきましては前日の5時までの予約でございますが、その後につきましては、1時間前の時間帯で予約を入れれば乗ることができるという、本当にうらやましいような皆さんの都合に合わせた運行が行われております。

それによりまして、1人1回の乗車費用を、タクシー、バスを合わせまして650円に節約されております。ちなみに、総事業費七千数百万円でございますが、本市の30年度の利用者は8万7,000人で、1人1回の乗車費用は1,120円でございますが、9,000万円を超える費用負担をしておりますから、弥富市の2倍も面積のあるまちで、こういうことがされて、そんな費用で、いずれも運行につきましては全面的に業者委託で行っておりますが、できるということは、本当に目からうろこが落ちるような思いで説明を聞いて帰ってまいりました。

市民の皆さんが安心して日常生活が送れるよう、必要な人が利用できる交通体制を確立するというところで、現在はこういうふうにしておりますが、今度もし来ていただいたら、また今の停留所や、それからバスのルートなどが大幅に変わっている可能性もあります。どんどん市民の意見を聞いて、市民の皆さんの希望に応える方向で努力を続けていきたいと、この計画の初期からかかわってきた方が説明をしていただいたわけでありましたが、弥富市の巡回バスの現状でいいという方はどなたもいなかったわけでありましたが、実際にどういう方向で解決するかということについては、なかなか一致ができない状態が続いておりましたが、私は、これをこのままやればいいというふうにはもちろん思っておりませんが、弥富市に見合った方向に、他のすぐれた先進地の経験なども勘案しながらしっかり検討していく土台というか、そういうものができたのではないかということ、帰りに市の職員の行かれた方とも話をしておりましたが、多少、いろいろ制度上の問題もありますので時間はかかりますが、一日も早く抜本的な改善をして、今のなかなか行きたいところに行けないとか、それから行っても帰りは困るとかということで利用できない状態が続いておるわけでございますが、そうした皆さんの思いに応える方向で弥富市の公共交通体系を見直す、そういうことを本格的にやる方向をとるべきときに来たのではないかと思います。ぜひ答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今年度、市民アンケート、各種調査、コミュニティバスへの関心を高めていただくため、地域公共交通講演会、ルートごとのワークショップを開催していく予定でございます。この検証結果をもとに、来年度は地域公共交通活性化協議会において、市民の皆様が求める公共交通の利便性、効率的な運行方法などを協議し、具体的な見直しのスケジュールを作成してまいります。

また、議員の皆様が視察された岡山県玉野市のシーバス・シータクの取り組みや他の自治

体などの取り組みも参考にしながら、本市の地域の特性も踏まえ、利便性の高い持続性のあ  
る公共交通機関にしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長から、そういう議会が視察をしてきた結果も踏まえながら、  
弥富市の現在の公共交通体系を見直していく具体的な検討に、今現在の計画も含めてそうい  
う方向に進めていくという御答弁がありましたので、多少時間はかかると思いますが、せつ  
かくの機会でございますので。何年か前に私どもが他の市町に行って視察した条件と、玉野  
市は1時間前の時間帯で予約できるなんていうのは、それで十分事業としてやっていけるな  
んていうのは大きな解決の方向だと思いますし、とりわけバスとタクシーを利用して、ある  
エリアについては基本的にタクシーで間に合わせるような形にして、利用の多いところはバ  
スでつなぐというような、非常に考えた方法がとられておりますが。ただ、向こうの担当の  
方も言うておられましたが、かなりいろんなところでいろんな工夫がされているということ  
もありますので、そういうものについても、今日はインターネットの時代ですので、よく調  
査をして、ここに導入しやすい仕組みをぜひ検討していただくことを強く求めて、次の質問  
に移ります。

次は、本気の努力で国保税の引き下げを求める質問をさせていただきます。

まず、弥富市の現状から出発したいと思っておりますので、平成20年度と25年度、30年度の各年  
度の国民健康保険制度の加入者と所得の動向、高齢者の割合についてお伺いいたしますので、  
答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 平成30年度末現在の医療給付分賦課状況で見ますと、国保加  
入世帯の割合は、所得35万円以下が33.28%、35万円を超え100万円以下は15.67%、100万円  
を超え200万円以下は23.84%、200万円を超え300万円以下は11.95%、300万円を超え500万  
円以下は6.06%、500万円を超える世帯は9.20%となっています。

平成30年度を平成25年度と比較すると、所得35万円以下の世帯が3.33ポイント増加してお  
り、反対に300万円を超える所得の世帯全体で同じく3.33ポイント減少しています。

また、国保加入者のうち65歳以上の方が占める割合は、平成20年度が31.63%、平成25年  
度が37.09%、平成30年度が44.92%となっており、平成30年度を平成25年度と比較すると、  
7.83ポイント増加しております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、保険年金課長から説明がございましたが、私のほうにあらかじめ  
めいただいております平成20年、25年、30年の3つの年度を比較しますと、例えば所得が35  
万円以下の場合は、今、課長は25年と30年の比較をされたと思いますが、実は弥富の国民健

康保険に大きな変化が起こったのは、平成22年に国民健康保険の税収が大幅に下がったことや、国というか、この制度のほかの交付金が大幅に下がって、大幅な値上げをせざるを得なかったわけでありましたが、20年度に比べると、例えば今、課長から説明がありました35万以下の世帯の割合は20.58%であったものが、25年度には29.95%になって、30年度には33.28%で、50%以上20年に比べてここがふえているということ。

それから、この所得35万といいますと、給料だけの収入の人だと100万円ですよ。65歳以上の方で年金の収入がある方だと155万円が世帯の収入だということになりますし、それからさらに100万以下ということになりますと、これも平成20年の10.14%から30年には15.67%でありまして、両方合わせて48.95%、約5割が加入世帯所得が100万円以下というのは、働いている人、ワーキングプアと言われる状態が加入世帯の半分にもなっているという非常に深刻な事態になっており、前回、国民健康保険の限度額を31年度、元年度は上げたわけでありましたが、上げて1人当たりの調定額は上がらないと、むしろ幾らか下がりぎみというんですか、そういう状況になっているということを見ると、一般の市民の方、とりわけ所得の低い方の収入は下がり続けているということと、もう一つは、今、課長の説明にもありましたように、平成20年度は65歳以上の加入者割合が31.6%でありましたが、これが44.92%ということで、ここもまた急増して、負担はふえるが収入が入ってこない。こういう人たちに課税をするという仕組みであります。

既に、こうなる以前に全国知事会は、かつては、私が議員になったころは、国民健康保険の加入者の大半は農家の方と自営業者の方で非常にまだ景気のいいときでありましたから、下手なサラリーマンよりも農家の収入が多いような時代でも、国は、一般の社会保険と違って国保は事業主負担がないからということで、国保が払う費用の半分を国が負担をしておりましたし、事務費負担金も交付をされているというような状態でありましたが、現在は交付税の中に入れていたということを理由にいたしまして、非常に厳しい状況が押しつけられておりますが、さらにここで所得が落ちていくと。

こういう中で知事会としても、1兆円の国民健康保険にすることで、こうした問題を解消しなければならないということで、とりあえず3,500億円出していただいて、今、運営をしておりますが、結局、その時点よりもさらに所得が下がってきている。しかも、今までの時点でも、大幅な所得の落ち込みの前の状態、今よりももう少し条件がいいような状況のときでも、結局、同じ収入だと、協会けんぽ、通常社会保険と言われていた働く人たちの健康保険ですね、これに比べると国保の加入者の負担というのは、均等割、平等割を合わせたぐらいの額が過重になっておる、同じ収入で比較するとね。

ということで、知事会は国が1兆円負担せよと言っていますし、私ども日本共産党としては、国保の均等割、平等割を改めると、ちょうど社会保険と同じような負担率になるから、

そうする以外に事態の解決はできないということで、知事会や、また全国の市長会、町村会、地方六団体を挙げて1兆円負担を要望しておりますが、ところが、残念なことに、ここに来て、なかなかそういう方向が見えないというんですか。

ちょっとそっちの質問に入る前に、今の現状の中で国民健康保険の滞納というのは、当然一般の税収に比べて滞納の世帯の数が多く、滞納金額も多い。滞納処分の停止による税と延滞金が免除をされるとか、そういう最低生活を割り込むような人たちに対しては法制上の保護もあるわけでありましたが、こういう中で、この3年間の間に、滞納世帯の数、滞納金額、滞納処分の停止による税と延滞金が免除されて救済された金額について御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 細野収納課長。

○収納課長（細野英樹君） お答えします。

国民健康保険税の滞納世帯数及び滞納金額は、平成28年度1,540件、3億1,863万550円、平成29年度1,354件、2億7,643万9,398円、平成30年度1,112件、2億2,486万6,145円でございます。

次に、国民健康保険税の滞納処分の停止件数と金額は、平成28年度46件、772万8,590円、平成29年度36件、712万3,168円、平成30年度37件、429万6,481円でございます。

次に、国民健康保険税の不納欠損の状況です。平成28年度540件、1,612万2,640円です。平成29年度517件、1,008万3,971円、平成30年度337件、602万4,412円でございます。

最後に、国民健康保険税延滞金の欠損額になります。平成28年度677万5,091円、平成29年度537万4,135円、平成30年度1,153万7,476円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 所得が少ない中で、この滞納処分の停止というのは、本人の申告ではなくて、行政の責任で最低生活に食い込むような課税をしている人を見つけて、滞納処分の停止を行って一定期間経過すると、この課税はなくなったものにするとか、その間中は延滞金が発生しないとかということで、健康で文化的な最低生活の保障ということであると、最初に明らかになったように、低い収入の人たちが多い中で、行政が果たす役割というのは非常に大きいわけでありましたが、弥富市はいろんな事情があって、各課に配置されておる職員というのは周辺の市町に比べて人口の割には少ないとか、さまざまな条件がありますので、なかなか気持ちはあっても手が回らないというような事態もありますから、一概に、あなたたちはけしからんと言うつもりはありませんが、それにしても最初に明らかになったような収入、所得の状況ですと、私はもっと滞納処分の停止だとか、あるいは弥富市は条例の上では本人の申請によって保険税や、それから医療費の自己負担分を軽減するという仕組みもありますが、ほとんど実際には全然利用されていないわけではないわけでありましたが、さっき

明らかになったような所得状況の中では、私はもう少し踏み込んでもっと早い時期にやるとか、行政として必要な手を尽くして早くそういう人たちが救済できる。確かに払わない、滞納というのはいいことではありませんから、ただ滞納している人にとっては日々の暮らし、食費まで削って負担をするような状況の中で、そういう耐えがたい負担があるということはあってはならないことだと思いますので、もう少しこの滞納処分の停止だったり、申請の保険税や医療費の減免の手だてがとれるような努力や方向というのはできないかどうか。

この辺については、この間もいろいろ議論をしてみました、やはりこれほど所得が落ちてきている状況を考えると、おろそかにできる制度の問題ではありませんので、その辺についての見解をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 国民健康保険税の減免や医療機関に受診する際の一部負担金の減免、猶予につきましては、納付相談の際に該当になる方にお話をさせていただいておりますが、昨年度から、現年の早い段階で電話催告や戸別訪問を行っており、納付相談や生活状況を確認する中で、収納課と連携をとりながら制度について説明させていただき、該当の方に申請いただくようにしていきたいと考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ただ、この制度の運用の面で、先ほど収納課長のほうから報告がありました滞納処分の停止の案件でございますが、28、29、30年につきましても、3つのこういう人が対象になるということが決められておりますが、まずその一つは、滞納処分をすることができる財産がないとき。これは無条件にできるんですが、2つ目の滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときというところで、うちの国民健康保険などとの関係でいうと、持ち家の人たちをどうするかという問題ですよ。ここがまだ十分、市の方針として確定していないのではないかと。

どう見たって、その人の滞納は10年かかっても払えないような状況になっていても、結局、家があるということで滞納処分の停止がされないという条件がある人たちが結構あるんですよ。だけど、生活保護についても、大きいうちだとか、大きい屋敷を持っておって生活保護ということはいかんわけですが、ただそれにしたって、じゃあ鍋田干拓の人たちは屋敷や宅地が大きいから生活保護を受けられんかといったら、そうじゃないですよ。競売にかけても売れないような土地ですから、鍋田干拓の場合は、実際に自分が住んでおる屋敷と周りにある少々の畑、そういう場合の人でも条件が悪ければ生活保護の受給を認めているわけですよ。

同じような条件の人たちに対しては、ここも同じような対応をしていかないと、結局、食べ物を削って税金を払うということが常態になって、仕事をやめたら即、この間も相談に一

緒に行った方の話だと、これで営業停止すると、協定によって、そういう条件になったら、あるいは滞納があるということで、商売をやっている人が住んでいるだけの小さなうちですが、差し押さえされたら一切の取引が停止になるから、事実上そこで破産すると。こういうような状況で長いこと滞納を続けて、延滞金もふえ続ける。それではいかんでということいろいろ相談して、とりあえず現年分だけ払うというふうにやってきているんですが、解決の道がなかなか見つからんような人たちがそのままになっておりますから、ここは生活保護の基準なんかを勘案しながら、生活保護基準を下回るような条件、同じような条件の人については、もともと国民健康保険については厚生労働大臣が国会でも、生活保護を下回るような課税だとか差し押さえはしないとかなんかということ、国会だけじゃなくて地方に対してもそういう通知もしておりますから、その辺をきちんともう一度庁内でも検討していただいて、救済の最初にすべき人たちについて対応することについて、一度しっかり検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国民健康保険税の厳しい状況についてでございますが、平成30年度末で国民健康保険支払準備基金を1億3,444万455円保有し、令和元年度への繰越額も8,110万5,910円あり、余力があるようにも思われます。しかし、歳入においては、被保険者数の減少により、国保税の調定額そのものが減ってきており、今後、税収が思うように見込めない状況となってきております。

また、歳出である保険給付費につきましては、平成30年度は前年度に比べ91.2%と大きく減少しましたが、今後は医療の高度化等もあり余り減少しないと予測されます。

法定外繰り入れにつきましては、削減計画を立てており、今後、目標値に届かない場合は、保険給付費交付金のマイナス材料となる予定です。

さらに、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の激変緩和についても段階的に縮小されると思われ、今後の国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものとなっております。

国や県には、引き続き公費負担の増額について強く要望するとともに、安定した国保財政の運営のため努力してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長が、市の国保財源が大変なことや、国の対応について、今お話がありましたが、とにかく全国知事会と、知事会を含む国保関係の全部の団体が一致して国に陳情していることは、一日も早く公費負担をしっかりと出していただいて、本来は家族の中で働く人がおれば、扶養家族になるような人ばかりですよ。それが扶養家族にしてくれる人がいないために、自分が払わなきゃいかんという状態の人たちがかなりおることが今の所得状況でわかりますよね。

それに対して、これは介護保険も共通しておりますが、国保だったり、後期高齢者医療制度だったり、介護保険で、とにかくその一定部分については、必ずその保険者で負担すると、加入者で負担するという仕組みがあるわけでありましたが、以前の日本の社会保障制度だと、あるいは介護保険や後期高齢者医療制度が始まる前は、収入がある人が収入のない家族を扶養するというので、基本的に収入のある人が保険料を払うと、そしてサービスについては保険の全体の負担で賄っていくということをやってきましたが、介護保険が始まって、とにかく65歳以上の人は無収入でも保険料を必ず払うという仕組みができる。

それから、平成22年に後期高齢者医療制度ができて、ここも一定割合は必ず、この保険者、加入者で負担をする。それから、国民健康保険については、以前は国が、ほかの社会保険と均衡をとるために、国保の医療費の支給分の半分を負担しておったのをどんどん削ると、ほかの社会保険で負担をさせるのと両方でやってきたわけですが、ところが今みたいな国保を取り巻く加入者の状況ですね。要するに、扶養家族にしてくれる人がいないから国保に入らざるを得ないという最低生活にいるような人たちがたくさん、四十何%もそういう人が、近いような人が占めておるといような状況を考えると……、ところが国の対応は、3,500億出して、どうも後は、今、市長がおっしゃられたように、もし国の言うことを聞かないとペナルティーをかけるとか、一定の基準を決めて、まず国保の加入者が一定の費用負担分をちゃんと負担すると、市町村はそれをきちんとやれと、こういう流れが出てきておりました。一応、知事会としてはそういう方向だし、全国の市町村もそういう方向なんですけど、実際には大阪府は既に、2019年度に全自治体の90.7%が値上げをしておると。それから、東京都は64.5%、愛知県は全国で6番目で、自治体数の42.6%が既に19年度に値上げをしておるといようなことで、今、市長がおっしゃったように、ペナルティーやいろんなことがあるということ想定して、そんな繰入金も減額目標をつくって減らしていくと。誰もが保険というんですが。

今、最初に課長のほうからも報告があって、私も重ねて申しあげましたが、そういう所得状況で値上げをしようにもできない人たちがごまんといるような状況の中での運営ですので、ここは知事会や地方六団体が力を合わせて頑張ってくださいことを抜きに、この打開はできないと思いますので、弥富市も23年のときにかなり値上げをしておったやつでずっと持ってきて、昨年、値上げをしたんですが、今年度は値上げしないことになっておりますが、値上げできるような状況じゃないということも御考慮いただいて、やっぱり国や県が、愛知県もかつてはかなりの負担をしてくれておったんですが、これもしない。そして、最後に県が削った理由は、こんな少額の負担では補助しても意味がないからといって、最終的に廃止をしたという経緯がありますので、全国で2番目の財政力を誇る愛知県も、今、市町村の国保の状態がどんなに深刻な状態かもしっかり理解していただいて、知事会の方針どおりに国に負

担を出していただくことと、変なペナルティーなんかで市町村をおどかしてじゃなくて。富山県なんかは1市町もことし値上げしていませんからね。そうやって頑張っておるところもありますが、ここは市もできるだけ力を尽くして頑張ってくださいとあわせて、国や県にしっかり要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今、三宮議員のほうから、現在の状況についてのお話をいただいたわけですが、市といたしましては、引き続きでございますが、国や県には公費負担の増額につきまして強く要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長のほうからのお話でも、今は翌年度への繰り越しや積立金もかなりあるということでもありますので、そういうのも活用しながら可能な限り、その日の食べ物を削って払っているような人たちがかなりおる状況にも心をはせていただきまして、値上げしない努力を図っていただくと同時に、解決は国がそういう対応をしていただく以外にないと思っておりますので、しっかり御尽力いただくことを強く求めて、この質問は終わります。続きまして、下水道の財政負担の改善を求めることについてお尋ねいたします。

まず、下水道全体の問題を理解する上でも、現在の集落排水の状態、農村下水道と言われておりますが、弥富市には、旧十四山4カ所、旧弥富町3カ所の7カ所ありますが、このトータルの問題を見ていただかなければ、今の弥富の下水道計画というのはどういうふうになっているかわかりやすい事例でございますので、そのことを中心にまずお尋ねいたします。

この集落排水、農村下水道と言われる事業が採択されたときには、ちょうどバブル崩壊に向かっていたころでございますが、一方で、自由化でお米の量を大量にふやすことと引きかえに農水省がたくさん予算をもらったことがありまして、これを使って農村下水道、集落排水をやるということで、その当時計画された全ての集落排水事業は、1世帯当たり600万円相当を超える事業費で認可を受けております。

ところが、バブルの崩壊と折からの異常な公共事業単価引き下げをという強い声があり、当時、弥富、十四山で、日本共産党議員団のほうも、国自身も当時、公共事業単価を引き下げるために、設計の見直しで10%以上、そして入札制度の改善によって10%以上削減をという、そういう流れもありまして、そういうことを強く主張しておりましたが、市内の7施設は計画世帯が2,309戸で施工されました。現在は、既に早く終わったところでは住宅なんかはふえておりますので、最後のほうになりました2つの事業体については、まだかなり接続率が悪いわけですが、それにしても計画戸数でいうと、その当時の2,309戸を上回る2,510世帯が接続をしております。1世帯当たりの事業費も、600万円以上だったものが457万円、71%に事業費を節約して完成しましたが、総事業費は114億8,000万円でした。

30年度の決算では、使用料収入は全体で7,482万円ですが、これは年間の1戸当たりの平均負担額が2万9,800円になります。この運営のための総費用は3億7,400万円かかっております。市が2億200万円負担し、県が7,600万円などを補填して運営されております。これだけでも1戸当たり11万円の負担額となっております。

現在は明らかにされていませんが、施設が悪くなるため、更新の費用として必要なものが、私の推計では年間2億円ほどかかると思いますが、これは集落排水も公共下水道も一切そのことの計算はせずに事業が進められております。こんな耐用年数が管路で40年というような事業を始めるときに、そういう費用を計算せずに事業計画を進めること自身が無謀なことではありますが、現実にはそういう形で行われております。

愛知県では、県下の集落排水事業のほとんどの設計と施工管理は県の土地改良連合会が行い、利用料金収入は現在の2倍となると説明をしまして、現在の料金でやっていけるというふうに説明をしてきましたが、実際には必要経費の半分どころか何分の1かしか負担できない。国や県や県の土地改良連合会が関連した重大な設計ミスと言われても仕方ありません。

その設計ミスの中心的な責任が問われております県土地改良連合会が、施設の保守委託料として4,945万円、料金収入の66%を持っていっております。総事業費の、集落排水の場合は22%の25億円が借金で賄われ、30年度末でも14億円のまだ未払い金が残っております。

今後、連続する大型の改修事業には農水省の補助金も出るとされておりますが、処理施設を公共下水道と接続するのか、合併浄化槽に転換するのか、今後のあり方が根本から問われております。

まず、こういう集落排水事業の財政状況について、今、私が申し上げましたことは本年度の決算書等から抜き出したものでありますが、事実が、私の理解が間違っていないかどうかを確認していただくことと、もう一つは、集落排水については、市民に大きな負担をかけずに、市の無理のない方法で管理運営ができる方法を本格的に検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。料金収入の見込みを半分も間違えた県土連が、料金収入の66%持つていくことの可否についても、しっかりと協議、検討する必要があると思いますが、この点についてどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

農業集落排水施設の事業運営につきましては、施設等の老朽化に伴う更新や少子・高齢化で人口減少に伴う使用料収入の減少が予測され、その経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められております。

処理場建設等の改築費用は、平成28年度から令和2年度まで、国・県の補助金を有効活用できるよう機能強化対策の認可採択を受け、機能強化対策工事を行っており、令和3年度以

降も補助金を有効活用できるよう努めてまいります。

また、農業集落排水事業の長期的な運営管理につきましては、今後の公共下水道の污水適正処理構想の見直しの中で、農業集落排水施設を公共下水道へ接続できないかの可否も検討していきたいと考えております。

次に、料金収入の見込み違いをした土連のほうが維持管理を行っている、そちらのほうの関係でございますが、農業集落排水の下水道料金収入につきまして、平成11年から平成16年に供用開始されました処理地区の接続率が90%を超えております。一方、平成21年度に供用開始されました十四山西部処理地区は接続率が79%、平成26年度に供用開始されました十四山東部処理地区につきましては接続率が41%と接続率が低い状況になってございます。また、市街化調整区域の人口減少が進んでいることから、利用収入の見込みが少なくなっていると思われまます。今後は、下水道料金収入の確保のためにも、接続率向上を図るよう啓発してまいります。

また、処理施設等管理委託している愛知県土地改良事業団体連合会につきましては、農業集落排水の7施設処理施設及び管路施設の正常な機能の維持と良好な水質を得るため、運転管理及び保守点検を、平成29年6月1日から令和2年5月31日の3カ年にわたる長期継続契約を、民間業者6者を含めた7者による入札の結果、契約締結をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いずれにしても、私が申し上げた実際の収入と、それから県と市町が補助金があってもそういう負担を現状でしているわけでありまますから、本来はもともとこの補助金は初めの計画ではないことになっておったんですね。だけれども、どうしてもなくなって補助金が出ることになったんですが、いただいてもまだこういう負担で、しかも十四山の最後の2つについては非常に接続率が悪くなっていますが、多分、高齢化や、若い人たちが帰ってこないとか、いろんな事情が重なってそういう状態が広がっていると思いますし、もっと深刻なのは公共下水道ですよね。今、一番進んでいるところが接続率が71%かな、大分前にやられたところ、1カ所だけで、あとは50%台が1つか2つあって、今のトータルでいくと、供用開始区域の41%しか接続されていないという深刻な状態があります。

しかし、これを急がせるといったって、実は団地なんかだと、俺たちがいつまでここに住んでおられるかわからんというようなお年になっていて、若い者たちも帰ってこんから、うちを建てかえるときしか、ここはさわれんという理由ですから、強制することもできないような事情で接続しない状態が広がっておりますし、それから集合住宅の合併浄化槽なんかを使っておるところは、公共下水道につながれば高くなりますから、そう簡単に住民もオーナーも接続できないというような深刻な事情もあります。

そういう中で、いつまでも計画があるからじゃなくて、今後施工するところにつきまして

は、十分地域の皆様とも協議し、合併浄化槽の機能も物すごく高まっておりますので。私のところも昨年の夏に合併浄化槽に、下水道区域ではありませんから切りかえたんですが、そして、いまだに浄化槽をあけても、エアーコンプレッサーをとめると底が見えます。一切においもしないし、外へ流れ出ている水は県がこの間検査していったんですが、20 p p mの規制で4.6 p p mですからね。

前に私、旧弥富町時代にも言ったことがあります、そのころに既に香川県なんかでモデルでやったところがありますが、そこは中心市街地を除いて全部、合併浄化槽でやって、瀬戸内海のそばですから、雨が降らないところですから、ほとんど浄化槽の水しか流れていないところに、蛍が寄生できる、カワニナがいっぱいすんでおる。こういう状況ですので、しかも費用なんて下水道に比べたら何分の1の費用でできますからね。

決めたから進めるんじゃないで、条件がありますからどこでもできるわけじゃありませんが、エリアによってはそういう選択肢もあるということも住民に話をしながら、公共下水道のほうは集落排水よりもっと深刻ですからね。集落排水は借り入れは22%ですが、公共下水道は大半が借り入れでやっておるわけでしょう。これが同じ条件で今進んでおるということを考えたら、市の将来負担は大変なことになりますので、ここをどうするかも今後の緊急の課題として市の部局でも検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか、御答弁いただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 下水道事業につきましては多くの事業費を必要とし、長期にわたる事業でございます。現在、下水道整備は、10年概成の重点アクションプランを作成し、令和7年度までに市街化及び人口集中区域を優先的に整備する計画で事業の推進を図っているところでございます。

市街化調整区域につきましては、今後、人口動向や財政状況を勘案し、下水道整備コスト縮減を図りながら、汚水適正処理構想の見直しを進めていく中で、合併浄化槽についても汚水を処理する有効な手段の一つとして検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 公共下水道のほうは、集落排水よりもっと深刻なんですね。借金の残り方が全然違いますからね。それを令和7年までの計画という、確かにそうなんですが、やっぱり固執せずに効果的な方法があれば切りかえていくという。市長は非常に財政問題を心配されておりますが、一番穴のあくところですので、ここは一度しっかりと検討いただいて、今後の検討課題にさせていただくことを強く求めて、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 44 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井利明議員、お願いします。

○5 番（永井利明君） 5 番 永井利明でございます。

本日は、通告に従いまして 2 点質問をさせていただきます。

まず第 1 点目、中学生の職場体験学習についてであります。

この職場体験学習というのは、私が現場にいたときから行っていることでありますが、実際に行っていく上でさまざまな問題がはらんでいると思われま

す。全国では、体験中に生徒が死亡したり、指を切断したりと、さまざまな事例が報告されております。2 日や 3 日の体験で何がわかるのかという意見もあります。学校としては、相当な事前学習、事前準備をして臨まれていると思われま

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 職場体験学習についての御質問でございますが、職場体験学習とは、中学校の教育課程の中、特別活動や総合的な学習の時間などの枠内で生徒たちに地域社会のさまざまな事業所で職業の現場を体験させることをいいます。

文科省では、生徒が事業所などでの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動と定義しています。

先駆的な事例としては、兵庫県が平成 7 年、阪神・淡路大震災、平成 9 年の神戸連続児童殺傷事件を機に、学校が地域との結びつきを強め、地域と協働で生徒に豊かな感性や自立性を高め、自分なりの生き方を見つけられるよう、県内の中学 2 年生を対象として平成 10 年度から実施されています。

実施されている職場体験、福祉体験など、地域でのさまざまな体験活動、トライアルウィークがあります。この活動は、生徒に勤労観、職業観、社会性を育成させ、規範意識を醸成させるよい機会となり、不登校生徒の改善にもつながりました。また、受け入れ先には職場を活性化させ、地域社会への貢献による充実感をもたらしました。このような大きな効果が全国でも高く評価されました。

平成 14 年 4 月施行の学習指導要領の中で、職業や進路にかかわる啓発的な体験を学校行事の中で取り扱うこととなりました。当時、ニートやフリーターの増加が社会問題視され、職

場体験学習の必要性が高まってきました。さらに、同時期に展開される総合的な学習の試行的な意味も兼ねて急速に全国に広まりました。

愛知県では、平成18年に「あいち・出会いと体験の道場」として、県内全中学校に5日間程度、職場体験学習を始めました。弥富市では比較的早く、平成3年、弥富中学校が職場体験学習を始めました。その後、平成12年、十四山中学校、平成13年、弥富北中学校が始めました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） いわゆる職業教育として始まった感がありますが、十数年前、キャリア教育なる言葉が出てまいりました。私は、以前このことについて質問をいたしましたけれども、私の勉強不足かもしれませんが、いまだに漠然としたものであり、近年はその言葉さえ余り出てきていないように思います。

確かに、キャリア教育という時間が設けられているわけでもなく、教育全般を通して行うものだとされているわけです。

文科省の定義も、キャリア教育とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」としています。わかりにくい定義であります。

私は、狭義に考えてであります。この職場体験学習こそがキャリア教育の柱ではないかと考えております。

キャリア教育と職場体験学習の関係を当局はどのようにお考えでしょうか。お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） キャリア教育と職場体験学習の関係についての御質問でございますが、議員からキャリア教育について御説明がございましたが、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力を育み、児童・生徒のキャリア発達を促すことを目標としています。

各学校では、特別活動をかなめとしながら総合的な学習の時間、道徳、各教科とも関係させつつ、教育活動全体を通じて汎用的な能力の育成を図る必要があります。

キャリア教育を推し進める上で職場体験学習は大変有効であり、他の学校行事計画とのバランスを図りながら実践されています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁を聞きましても、キャリア教育という時間がしっかり決まっているわけではなく、学校教育全般を通して行っていくという漠然的なものであるということを再認識いたしました。その中で、職場体験学習の重要性もわかりました。

さて、この職場体験学習であります。20年以上前から行われていて、何も大きく話題にならないということもおかしなことであります。何も問題がなかったといえばそれまでですが、市民の方々も、ああ、また中学生が体験学習をやっているなというぐらいではないでしょうか。やはり、多くの方に、何のために、どのようにやっているのかを知っていただくためにも、この後、職場体験学習の実際ということで幾つか質問をさせていただきます。

まず、職場体験学習を行う学年と時期について、その理由をあわせてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 職場体験学習の時期などについての御質問でございますが、愛知県教育委員会が作成したキャリア教育推進の手引きによると、職場体験の実施は中学2年生と示されており、県全域で実施されております。

キャリア教育にかかわる大まかな流れとしては、まず1年生の進路学習で職業の特性、働く目的や職業調べなどを行います。その学習をもとに、2年生で興味のある職業現場へ出かけて実際に働く体験をします。これが、いわゆる職場体験学習です。子供たちは、この貴重な体験を通じて働くことのすばらしさや苦勞、工夫を感じることであります。3年生では、それまで進路について学んできたことを自身の進路選択に役立てていくことであります。

中学校のキャリア教育の中核となる職場体験学習を中学2年生で行っているのは、このように系統的な進路指導を行い、子供たちがみずからの特性や興味、関心を大切にしながら、適切な進路選択をすることができるようにするためです。

なお、3中学校の職場体験学習の実施時期については、以前は学校によって5月から6月、もしくは11月に行っておりましたが、平成23年度より11月に広島研修を行うようになりましたので、それ以降は、5月か6月の間で行っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 次に、何日間の体験なのかをお聞きしたいと思います。

あわせて、近隣の中学校の様子もお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 職場体験学習の期間などについての御質問でございますが、職場体験学習の期間は各校3日間実施しております。

また、近隣中学校の状況は、津島市、愛西市、蟹江町も各校3日間行っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 3日間ということですが、全国的には1週間ぐらいのところもあるやに聞いております。しかし、私も3日ぐらいが適切かと思っております。学校では、まだほかに幾らでもやることがあるわけです。職場体験学習に何時間も使うということがいいこと

なのかは私にもわかりません。

実際、教育課程上、職場体験学習はどの分野なんでしょうか。そんなに何時間も使えるものなのかをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教育課程上、職場体験学習はどの分野になるのか、また何時間行えるのかという御質問でございますが、教育課程における位置づけは、総合的な学習の時間に位置づけられております。

総合的な学習の時間は年間70時間で、中学校2年生では職場体験学習、安全教育、学校祭、平和人権教育、読書、3年生を送る会などに時間を調整して配分してまいります。よって、何時間も行えるものではなく、3日間は適当だと3中学校は設定しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 全国のほとんどの中学校で行われておる職場体験学習であります、その教育効果は平和体験学習のようにおのずとわかるわけではありますが、改めてここで聞きしたいと思います。

実際、どんな教育効果があるのか、またあったのかを御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） どのような教育効果があるのか、またあったかという御質問でございますが、昨年度、愛知県内の全中学校を集計したアンケートでは、職場体験学習で働いている人の苦労や働くことの大切さを学べたと思うかとの問いに、「そう思う」と答えられた方が78.9%、「おおむねそう思う」と答えられた方が18.8%、おおよそ97.7%の方が学べたと答えております。

また、事業所へのアンケートでは、子供の働く意欲、働くことの大切さを学ぶのに有効であったかという問いに、「そう思う」とお答えになった事業所が62.3%、「おおむねそう思う」と答えられた方が33.7%、計96%の方が有効であると答えられております。

さらに、子供たちには地域に親しみ、地域を愛する心が育ち、事業者の方々には地域の子供たちを育て、見守る心が高まっていくと先生方は話されております。

事実、高校生、大学生になるとバイトに行く子も少なくないと聞いております。また、体験学習をした美容院に美容師として就職された方もお見えになるということでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 教育効果は、一人一人の中学生の心の中にできておると思っております。

さて、ここで協力企業、店舗について聞きたいと思っております。

協力していただいている企業、店舗には本当に感謝ですが、約400名の中学2年生が職場体験するには、相当な数の企業・店舗が関係すると思いますが、3中学校それぞれ幾つあるのか教えていただきたいと思います。できましたら、市内・市外に分けてお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 職場体験学習をする企業、店舗はどのぐらいあるのかという御質問でございますが、弥富中学校で、63事業所のうち、市内が50事業所、市外が13事業所。弥富北中学校が53事業所で、市内が42事業所、市外が11事業所。十四山中学校で、24事業所で市内が23事業所、市外が1事業所。以上のような状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 大変な数だということがわかりますね。

協力企業・店舗はどのようにして依頼してみえるのでしょうか。もちろん、何年かやって断られるところもあると思います。また、新規にやっていただけたところもあるのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 協力企業・店舗はどのように依頼しているのかという御質問でございますが、過去の実績をもとに実施学年の教員が連絡をとり、依頼をしております。

また、新規に協力していただく事業所については、生徒にも意見を聞き、業種に偏りがないう事業所に協力依頼をしているということでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 新規に開拓をしていくということは、まさに大変なことだろうと思います。

これまで長い間やってきて、事故やトラブル、協力企業・店舗に迷惑をかけることはなかったか。そのあたりを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） トラブルなど、迷惑をかけることがなかったかという御質問でございますが、生徒には体験学習の前に体験学習の意義などについて、他の各教科などに関連させ学習をし、体験学習の準備をしています。

過去には、事業所のものを誤って破損させたりしたこともございました。ここ数年は、特にトラブルは聞いておりません。トラブルの際には、慎重かつ丁寧に事実確認を行い、その都度真摯に対応してまいっております。

ほかには、体験学習の間に体調不良になるなど、事業所へ迷惑をかける例もあります。体

験学習中は、担当学年教諭が適宜巡回し、その都度適切な対応をとっております。そして、事業所の方とも連絡を密にとり、連携して事故やトラブルの防止に努めております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 全国的に広げてみますと、冒頭にも言いましたように、体験中、いろいろな事故があったり、企業や店舗のものを壊したり、傷をつけたりというようなことがままあると思います。そのようなことが起こらないように事前指導はもちろん行っていくと思いますが、もしもという場合はどういう処置を準備してみえるのでしょうか。お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 体験学習中の事故や企業などの器物を破損したときの対処についてという御質問でございますが、体験学習中の事故などによるけが等については、独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付で対応いたしております。

また、器物破損については、愛知県教育委員会が締結している賠償保険で対応しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 保険に入っておるといことですね。

やはり、仕事には経験とか熟練とかいうことがありますと思います。2日や3日でマスターできることはないと思います。どんな仕事でも、真剣さがなければ事故やトラブルのもとになるということを体験させたいものであります。

さて、この職場体験学習では、文科省も示しているように望ましい勤労観、職業観を持たせるということが最大の目的だと言われておりますが、実際に3日間で望ましい勤労観、職業観が得られるのかというと、それはとても甘いことだと思います。

また、望ましい勤労観、職業観というのが何を指しているのかもよくわかりません。

かつての日本ではよくこんな考えがありました。もちろん、今も残っていると思いますが、安定した職について食いつぶれのないようにとか、いい学校を出ていい会社に入り、高い給料をもらえるようにとか、何か一本の線、目標があった時代もあったと思います。

今はどうなんでしょうか。中学生がどんな勤労観、職業観を持つことを期待して職場体験学習を行っているのでしょうか。お答えを願います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 中学生がどのような勤労観、職業観を持つことを期待して職場体験を行っているのかという御質問でございますが、中学生が数日とはいえ、職場体験学習として実際の仕事の場の雰囲気を感じることは貴重な経験です。

キャリア教育は、子供たちの社会的自立に向けた基盤となる資質、能力を育むことを主眼としますが、現実の職場に身を置く職場体験学習はその中核となる活動です。

それぞれの子供たちがさまざまな感じ方をすると思いますが、仕事の大変さ、働くことのすばらしさを感じ取って、自分の生き方や進路についてより深く考えるきっかけとなるよう期待しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は、この二、三十年、学校教育の中でこれといった勤労観、職業観というのを指し示してこなかったのではないかと思います。

まず第一に言われてきたこと、自分の個性に合った仕事をやるといいでしょうと。もっと言うなら、楽しいと思える仕事につくのがいいでしょうとか、繰り返し言ってきたような気がします。今もそうだと思います。

どの部分で自分に合っているのか、どの時期で楽しいと思えるかはわかりません。今の若者の中には、ほんの数カ月やってみただけで自分に合わない、楽しくないとすぐに次を探すことが一部にはあるように思います。

もう死語になったかもしれませんが「石の上にも三年」ということわざがあります。意味は誰でもわかることですが、私は的を射ていると思います。

確かに、早く転職しないと年を重ねてからでは遅いということで転職の勧めということもあるようですが、何回転職しても自分に合った職が見つからないという話も聞きます。やはり、人生、我慢しなければならぬときは何回となく訪れるわけです。それを乗り越えて一人前になっていくと思います。この考え方は古いのでしょうか。

また、働くということは、自分が、家族が食べていくためだということも、当たり前のようにですが教えていく必要があるのではないのでしょうか。最後に、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 永井議員から、中学2年生の職場体験学習についてさまざまな角度から御質問をいただいたところであります。

何のために働くのかという根源的な課題に、私たちは誰もが一度は思いをめぐらせたことがあるのではないのでしょうか。このことについて、私は一人一人が社会とのかかわりを持ち、仕事を通じて自己実現を図っていくことが重要だと考えております。

また、それとともに、仕事を通じて得たものを税という形で還元していただくことも、皆で自分たちの社会を支えていく意味で重要だと思います。

大切なことは、誰もが働くことの価値観を見出し、自分のために、家族のために、そして社会のために働くことではないのでしょうか。

子供たちがキャリア教育を通じて働くことの実際に触れ、大変なこともあるが、将来働こうという思いを持ち社会に出たとき、一人の職業人として輝いていただくことを願っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

私たちは、子供たちの幸せを思うとき、何でも自由にとか何でも自分で考えさせるということが全面的にいいとは思いません。やはり人生の先輩である親や教師、周りの大人たちが子供たちに遠慮せず物言えるようになっていないとだめだと思います。

以上で、1つ目の質問を終わります。

続きまして、2点目。市有バスの活用、運営について質問いたしたいと思います。

6月議会では、福寿会の日帰り研修のバス利用についてお尋ねをしました。ここでは、市のバス全体の活用、運営について聞いていきます。

私も福寿会で何度も利用したことがあります、大変ありがたいものであります。バスをチャーターしたり、飲食店のバスを利用するには多くの費用がかかるわけです。そこで、市のバスが利用できればその会としても助かりますし、生涯学習の活発化という観点からいつでも、もっともっと活用範囲を広げてほしいという意味で本日質問をすることにしたわけがあります。

そこで第1点目、現在の市有バスの台数、それぞれ何人乗りか及び購入してから何年経過しているかをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

現在、市有バスは35人乗りと40人乗りの2台を保有しております。

35人乗りは購入してから18年、また40人乗りは14年経過しております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 相当、年数がたっているということですね。

どんな車でもそうだと思いますが、10年以上もたてばいろいろな故障が出てくるわけです。そのような心配はありませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

バスにつきましては、3カ月点検を実施しております。異常があればその都度修理をして対応するとともに、運行前点検を必ず実施し、車両の運行についての安全運転に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） どこを走るにも弥富市の顔として走るわけでありますので、安全点検をしっかりと行っていただきたいと思います。

さて、バスの運転手さんですが、何人見えるのでしょうか。その方は外部委託の方なんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

バスの運転手につきましては、外部委託をしております。

運転手は13人の方が担当しており、交代で業務を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実際、2台が同じ時間に動くことはあるのでしょうか。私は余り見たことがありませんが、このあたりは後ほどの稼働率のところでお聞きしたいと思います。

さて、この2台の市有バスであります。どんな人たちがどんなことに利用しているのかお伺いしたいと思います。

ここに、昭和48年に出された弥富市市有バス管理規程の第3条には、次のように記してあります。バスの使用は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。1. 市の公務のために使用するとき。2. 社会福祉法の規定により社会福祉の増進に資するため、市内の社会福祉団体が使用するとき。3. その他、市長が特に必要があると認め、使用するときとあります。

規定上ではわかりにくい面もありますので、現状、どんな団体がどのくらい使用しているのかをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

平成30年度の運行実績ですが、主な使用団体といたしましては、福寿会が63回、小・中学校が121回となっております。

なお、ほかには社会福祉協議会や市の公務などで104回使用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 福寿会以外でも幾つかが活用しているということがわかりました。

近隣市町村ではどんな使い方をしてみえるのでしょうか。わかる範囲内でお答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

海部地区の市町村に確認いたしましたが、津島市とあま市はバスを所持しておりませんでした。

他市町村につきましては、公務優先で使用し、社会福祉協議会や老人クラブなども使用している状況でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ないところもあるということですね。また、近隣市町村ほか、よく似た使い方をしているということがわかりました。

さて、先ほどの答弁で、小・中学校が使用しているという話ですが、まずもって中学校の使用回数についてお尋ねしたいと思います。

中学校は主に部活動の遠征試合、またプール指導が主だと思いますけれども、その回数についてお答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 中学校が使用する部活動、活動遠征時やプール指導における使用回数についての御質問でございますが、平成30年度分について御回答をさせていただきます。

3中学校合計で部活動による使用が30回、プール指導による使用が25回でした。学校別では、弥富中学校は部活動使用は14回、プール指導使用は19回でした。弥富北中学校は、部活動使用は10回、プール指導使用は6回でした。十四山中学校は、部活動使用で6回使用いたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり、部活動利用では公式試合だけという感じがします。

公式試合でも、いわゆる中小体連主催のものと協会連盟のものがあると思います。そのあたりはどうなのでしょう。また、公式試合も各校、各部が一時期に重なってくるということがあると思います。その場合はどうなるのでしょうか。

以上2つ、お願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 市有バスの使用方法などについての御質問でございますが、公式試合には愛知県中小学校体育連盟主催のものと、各種競技の協会、連盟など主催がありますが、優先順位については各学校長の判断によるものでございます。

市有バスの使用が学校間で重なったときは、先に使用予約をした学校が使用し、他の学校は外部のバス業者を使用しております。

同一学校の各部で重なったときは、学校内の使用調整をしていただいております。主に、夏の大会では3中学校で話し合い、市有バスか外部のバス業者かを調整したり、市有バスを乗り合わせて使用していただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 市有バスが2台ということでやむを得ないこともあると思いますが、

さらに勝ち進んで西尾張、県大会の場合はどうなんですか。

これは急遽決まるものでありますので難しい面もあると思いますが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 急に決まる西尾張大会、県大会はどのように対応するのかという御質問でございますが、市有バスは使用する日の14日前までに使用申請書を提出し、許可を受けなければならないことから、海部地区大会の結果により決まる西尾張大会、西尾張大会の結果により決まる県大会については事前の予約が困難なことがあります。

ただ、場合によって部活動の実績などにに基づき、大会の予定された日程で市有バスを予約することもあります。しかし、多くは外部のバス業者を使用しているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） バス業者に頼むという、これは教育委員会で遠征費が組まれているということで、一般のバス会社に頼むということだと思います。

私は、ふだんの練習試合でも市のバスが使えるようになるといいと思います。自転車で遠くまで行ったりするということは、交通安全上、本当に危険であると思うからであります。

次に、小学校の使用についてお聞きしたいと思います。

小学校では社会見学だと思いますが、具体的に何回ぐらい使用したのかを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 小学校における社会見学による使用回数についての御質問でございますが、平成30年度の小学校における社会見学による市有バスの使用回数は45回ございました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 小学校では、3年生で社会科「わたしたちの市のようす」という学習で、どうしても市内見学が必要です。しかし、8小学校が全部となると、日にちの調整やら、大規模校・小規模校の違いで市のバスを利用することも難しいのではないのでしょうか。

実際、そのあたりはどうなっているのかをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 小学校の社会科での市有バスの使用についての御質問でございますが、市内の社会見学では規模が大きな学校でも市有バスをピストン輸送して使用しており、学校規模にかかわらず市有バスを活用しております。

市有バスの予約には、他の小学校の状況と市内の他の団体の状況を勘案しながら使用調整をしているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今に残る昔の暮らしの移り変わりという学習では、できるだけ8小学校全部の3年生に歴史民俗資料館は見せてやりたいと思っております。

特に、来年度は新庁舎が完成しますので、小学校にはぜひ見学させていくべきだと思います。

さて、市有バスの今年の1年間の稼働率であります、どんなものだったのでしょうか。稼働日数、土・日、祝日の利用、2台とも動いている日数でお願いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

平成30年度実績ですが、稼働日数は203日で、稼働率は57%でございました。

福寿会のバス使用につきましては、社会福祉協議会と協議を行い、年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く日としております。したがって、土曜日、日曜日、祝日の使用は小・中学校や市の公務の使用で、使用日数は51日でございました。

また、2台ともに運行した日数は、平日も含め85日でございました。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁では、年間半分強ぐらいですね。2台とも動いている日は85日、土・日、祝日は51日であることがわかりました。

せっかくバスが2台あるのですから、利用していない日が多くあるのはもったいない気がします。もう少し活用範囲、活用できる団体をふやしていく考えはないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

先ほど御指摘がありましたように、市有バス管理規程に使用制限の規定がありまして、基本的には、市の公務のために使用するとき、社会福祉法第1条の規定により、社会福祉の増進に資するため市内の社会福祉団体が使用するときとされております。

そこで、使用できる団体や活用範囲を広げますと、本市には非常に多くの団体がありますので、日程調整などで団体同士の競合となったりすることで、かえって団体に御迷惑をおかけするようなことにもなりかねません。

また、小・中学校行事や市の公務に支障を来すことなども考えられ、現在の取り扱いの中で運行していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに、余り範囲を広げ過ぎると利用時期も重なったり、収拾がつかなくなるおそれがあるだろうと思います。そのあたりをうまく調整して、市有バス2台が有効に活用できるようにしていただきたいと思います。

さて、市有バスの経過年数の問題であります。

冒頭でもお聞きしましたが、2台とも10年を過ぎ、あちらこちらが傷んできて修理を余儀なくされていると思います。

予算上の問題もあるかと思いますが、市民の安全面を考慮して新規に購入していくという予定はありませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

新規にバスを購入するとなりますと、1台約2,000万円前後の費用が必要となります。そういった費用的な面もありますが、まずは安全面を最重点に置きまして、点検結果なども踏まえながら購入時期を考えてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 何でも今すぐというわけにはいかないと思いますが、しかし年々古くなることは確実ですね。購入計画を立てていくということがまず第一歩だと思います。

最後に、市長に市有バスの活用、運営についての総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 永井議員の市有バスについての総括をとということでございますが、現在、市有バスを2台保有しており、平成30年度288回、平成29年度335回、平成28年度306回のバス使用がございます。

そうした中で、公務使用や社会福祉団体の使用のほか、小・中学校行事や福寿会の皆様にも御使用いただいていると答弁をさせていただいたところでございます。

また、福寿会におかれましては単位福寿会ごとに使用され、多くの方が出かけられ、元気で明るく健康で過ごしていただくことというのは大変有意義なことであり、私もうれしく思っているところでございます。

今後も、一定の制限はございますが、より多くの皆様に市有バスを御使用いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

今後とも、弥富市の発展、市民活動の活発化のためにも、市有バスの活用、運営について配慮していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日、最後の質問となります。皆さん、お疲れとは思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初の質問になりますが、後期高齢者福祉医療費支給事業についてお尋ねをいたします。

今回、質問させていただくのは、ひとり暮らし非課税高齢者に係る後期高齢者福祉医療費支給事業についてです。

これは、本市に住む後期高齢者のひとり暮らし市民税非課税の方が、固定資産税通知書の名義が福祉施設に入所している配偶者になっているため、福祉医療費の受給ができなかった、なぜなのかとの相談を受けたことによります。

この後期高齢者福祉医療費支給事業について、愛知県は平成20年4月から福祉給付金制度を後期高齢者福祉医療費給付制度と名称変更し、従来の対象だったひとり暮らし非課税高齢者を外しました。その結果、愛知県下54市町村中、従来どおり継続が半分の27市町村、対象範囲など一部縮小しての継続が18市町村となり、9市町村では外されました。

近隣市町で従来どおり継続して実施しているのは、本市、愛西市、飛島村だけで、津島市、あま市、蟹江町ではひとり暮らし非課税高齢者に対する福祉医療費の給付制度はありません。このように、近隣市町村と比べて本市におけるこの制度の継続は、高齢者にとって大変恵まれた福祉政策であると思います。だからこそ、市民の誰もが公平に本市の福祉施策の恩恵が享受できるよう、制度の広報、運用に努めていただきたいと思います。

さて、弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱では、第1条、この要綱は高齢者の医療の確保に関する法律による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の維持・増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とするとして、平成19年に定められました。

本市においては、この要綱に定める事業を後期高齢者福祉医療費支給事業としてホームページに掲載しています。そこには、対象者の一つとして「ひとり暮らしで市民税非課税の方（認定については生活実態や生計維持関係も確認させていただきます）」と掲載されているだけで、具体的な内容はわかりません。

そのため、どのような人が該当するのか、申請には何が必要かがわからず、何度も市役所へ足を運んだとの不満を耳にしました。

この広報の仕方は、市民に対し不親切なものだと思いました。

愛知県内でひとり暮らしで市民税非課税の方を福祉医療費支給の対象者としている市について、ホームページではどのように掲載しているかを調べてみました。一宮市、岡崎市、知立市、豊橋市などでは、市町村民税が非課税で、次の全ての条件を満たしている方。1. 同一敷地、または隣地に親族がいないこと。2. 親族から経済的な援助を受けていないこと。3. 税法上の被扶養者となっていないことと具体的に記載され、ほかにも多くの市でこれらの幾つか、または他の条件が具体的に記載されていました。

中には、市内に親族がいない方、生活費の大半を親族から援助されていない方などを条件としている市もありました。

本市においても、他市を参考によりわかりやすく具体的に明示したほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） お答えします。

後期高齢者福祉医療のひとり暮らし非課税認定に関しましては、確認事項が多いため、本人から相談をいただくのを前提とし、ホームページでは簡単な説明のみとしておりました。

議員の指摘どおり、今後はわかりやすい表記にさせていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 説明にあるひとり暮らしチェックリストからは、愛知県内で多くの市が条件としている同一敷地、または隣地に親族がいないこと、親族から経済的な援助を受けていないこと、税法上の被扶養者になっていないことに結びつくとは考えられないのですが、これらの条件とチェックリストの関連性について説明をお願いします。

本市では、これらのことは条件にならないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） まず認定についての確認事項につきましては、後期高齢者福祉医療、ひとり暮らしの申請に来られた場合、まず住民情報で単身世帯であること、同住所で親族等が住んでいないこと、本人が市民税の非課税世帯であることを確認いたします。

その後、電気、ガス、水道、電話、携帯電話、NHK等の名義が本人名義であることや、居住地の名義が本人であること、または本人名義での賃貸契約であることを調査いたします。また、支払いが本人であることもあわせて確認をいたします。

親族の方がいる場合は、その親族の方が該当者の方を税法上の扶養控除にっていないかを確認しております。

あと、条件とチェックリストの関係性につきましては、同一敷地、または隣地に親族がいないこと、税法上の被扶養者となっていないことにつきましては、本人からの聞き取りと住

民情報、税情報で確認をしております。また、市外に親族の方がいる場合は、親族の方の所得課税証明で確認をしております。

親族からの経済的な援助を受けていないことにつきましては、先ほど答弁したように光熱費等で確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ごめんなさい。私、質問を1つ飛ばしてしまって。でも、今説明していただきましたので。

認定については生活実態とか生活維持関係も確認させていただくということだったんですが、具体的にどのように確認するのかを、その方法を説明していただきたいという。今、回答をいただきましたので、済みません。

それでは、チェックリストの中に、チェックリストは弥富市で独自に作成されたものなのか、県、その他からの指針等をもとに作成されたのか、どちらなのか。作成の根拠をお聞かせ願います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 認定申請は、聞き取りと添付書類に基づき行っております。

チェックリストは相談の際の確認と、後日申請の際に添付いただく資料をお互いに忘れないための確認資料として使っております。

今後は、相談に来られる方がよりわかりやすいように内容を見直してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） チェックリストの中に、持ち家の場合は固定資産税通知書、賃貸の場合は賃貸契約書、全て本人名義のものに限るとありますが、なぜ本人名義のものに限るのか、確認が何の意味を持つのかを説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） お答えします。

主に、親族からの経済的な援助を受けていないことの確認をするためで、本人名義であることと、本人が支払いをしていることを確認しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 持ち家の場合は固定資産税通知書、賃貸の場合は賃貸契約書、全て本人名義に限るとのことでしたが、本人名義であれば、たとえ配偶者が福祉施設に入所していても他の条件を満たしていればひとり暮らしと認められるという理解でいいのでしょうか。

また、住民票を住居に置いたまま福祉施設に入所している場合、住民基本台帳には夫婦2人が登載され、公簿上はひとり暮らしにはなりません。この場合、生活実態や生計維持関係を確認してひとり暮らしを認めることになりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 施設に入所しているが住民票は自宅にあるケース、施設に住民票を移し妻1人の世帯ともに配偶者がお見えになりますので、該当をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、なぜ配偶者の名義、あるいは他の親族では認められないのか説明してください。

多分、名義人に固定資産税、あるいは家賃を払ってもらっていると推定され、親族から経済的な援助を受けているから該当しない、このことしか考えられないのですが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 支払いが本人であっても名義が本人以外である場合、経済的な援助が推定されるため、該当としておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、息子さん名義で契約した賃貸住宅に親子2人で住んでいたところ、息子さんが転勤になり、残された高齢の母親がみずから家賃を支払って生活している場合は、母親が自分で家賃を払っていても、賃貸契約者の名義が息子であるため該当しないことになり、大変不合理さを感じます。

生活実態や生計維持関係も確認させていただきますとありますが、この場合、実際に家賃を払っているという高齢の母親の申し立ては、生活実態や生計維持関係の確認にならず、あくまで紙に書かれた賃貸契約書の名義が実態確認になるのですか。もしそうであれば、それはなぜですか。説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 賃貸契約や光熱費等の名義が本人の場合であることとともに、本人が支払っていることを確認しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） では、夫婦の場合についてお尋ねします。

自分を例においてお伺いしますが、私が75歳になり、他の要件を満たしていたとしても、固定資産税通知書の名義が夫であるため、ひとり暮らしで市県民税非課税であっても夫が福祉施設に入所している間はこの給付は受けられないことになるのですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 先ほど御答弁申し上げたように、配偶者がいる場合はひとり暮らしとして認定をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私だけでなく、これからさらに高齢化が進めばこのような状況になる市民、特に女性のほうが長生きしますので、女性配偶者がふえるのは必然です。

そもそも生活実態でなく、固定資産税通知書や賃貸契約書の名義の違いによって市の福祉施策の恩恵が受けられる場合と受けられない場合があるといった、そういうことが生ずるような施策の運用の仕方は見直す必要があると考えます。これでは、給付要綱の目的である高齢者の健康の維持・増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することに反することになります。

さて、先ほど、固定資産税通知書等は本人名義が条件というのは配偶者名義であれば配偶者が税金等を支払うことと推定され、これが親族から経済的な援助を受けているとみなされるため、ひとり暮らしと認められず、支給対象にはならないということでした。

しかし、そもそも夫婦間に経済的援助があり得るのでしょうか。

民法第752条では、夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならないと規定しています。これは夫婦間であらゆる面において相互に連携して行う夫婦間の協力扶助義務ということであり、あらゆる面、つまり納税、あるいは家賃の支払いにおいても経済的援助ではなく、夫婦間の協力扶助義務であると考えます。実際に、固定資産税や家賃を支払うたびに経済的援助を受けたとか、病院で夫の治療費を妻が支払ったとしても、夫は妻から経済的援助を受けたと思わないと思います。

これらは、全て社会通念上、夫婦間の協力扶助義務と考えられるからではないでしょうか。市のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） 配偶者が見える場合、夫婦の間で生計は同じと考えますので、同居、別居にかかわらずひとり暮らしの認定をしないこととしております。

ひとり暮らし非課税の認定につきましては、市独自の事業のため制度の拡大は考えておりませんので、御理解をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 後期高齢者福祉医療費支給事業は、医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の維持・増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とした高齢者にとって喜ばしい制度であります。

しかし、今回質問したように、制度の広報の仕方や運用に市民から不満が出ているのも事実でした。

初めにも言いましたが、近隣市町村と比べて本市におけるひとり暮らし非課税高齢者に係る後期高齢者福祉医療費支給事業の継続は、高齢者にとって大変恵まれた福祉施策であると思います。

この事業の継続を弥富市はずうっと続けていただいて、わかりやすい説明をお願いしてこの件の質問を終わりたいと思います。

続いて2点目ですが、これは進捗状況をお伺いするという形になると思いますけれども、県道弥富名古屋線道路工事についてお聞きします。

なかなか主要な道路整備が進まない白鳥学区なんですけど、先日、地域の皆様へということで道路工事の日程変更についておわびの回覧板が出されました。内容は、市江橋東側の構造物工事についてですが、昨年度の回覧で、ことしの1月から工事が始まるとお聞きしていました。そして、その後ことしの夏までに工事が復旧するとお聞きし、住民の方にもいつできるかと聞かれたときには、ことしの夏にはとお答えしてきました。ところが、今回の回覧板ではことしの12月の中ごろという内容のものでした。

これは県の仕事になるわけですが、この道路が完成することにより地域住民はもちろんのこと、弥富市にとっても大変便利な道路になるため、皆さん、待ち望んでいらっしゃると思います。

この工事をするに当たり、接近するJR関西線との調整に予想以上の時間を要したとありましたが、橋をかけるときにJR関西線との調整はとれていたのではないのですか。今回、工事がおくれるのはどのようなことが原因で予想以上の問題になったのかをお聞きします。

また、それは予測できなかったのでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

今回工事の内容は市江橋の東側の擁壁工事で、当初はことし1月より工事着手する予定でしたが、この工事箇所はJR関西本線と近接かつ平行し、また軟弱地盤地域であることから、道路工事による掘削、盛り土、くい打ちなどを行う際には鉄道軌道部への影響について細心の注意を払う必要があります。

そのため、工事实施時に鉄道軌道部には計測機器を設置し、常に工事による沈下等の影響を把握し、鉄道の安全な運行に支障がないかJRと確認をしながら工事を進める必要があります。

県とJRでは事前に一定の調整は行われているものの、具体的な日程などについてはJRの保守作業や計測業者も含めてスケジュールの最終調整が必要になります。このような鉄道近接工事特有の施行基準や事務手続などにつきまして、調整に不測な日時を要し、工事着手が12月以降におくれたものと聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この工事が完成するのは、一番最初に聞いたときには5、6年先という気の遠い話で、一緒にこの話に参加していた人が、これは自分は生きていないんじゃない

いかとかと試してみえた方もおりましたが、この工事は今後も延びていくということなんでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

弥富名古屋線の海部土地改良区会館から県道子宝愛西線までの区間につきましては、平成26年度より工事に着手され、県による説明会の際には令和3年春ごろの供用開始を目標にしております。

県によりますと、今回の工事で現場着手がおくれることとなりましたが、今後も工程などの見直しなどを行い、一日も早い供用開始を目指し、鋭意事業を進めていくとのことでした。

弥富名古屋線のこの区間は、県道子宝愛西線と弥富駅を東西に結ぶ幹線道路として重要な路線で、供用開始されれば弥富市内の道路ネットワークの利便性が格段に向上するため、市といたしましても早期の事業完了を県にしっかりと要望してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 本当に、この道路が完成するととても便利になり、きのうの敬老会でも、早く道路ができるといいというお話を伺いました。

一日も早く工事が再開していただけるように、さらなる働きかけをお願いいたしたいと思っております。

最後に、質問ではありませんが、3月の一般質問におきましても子宝愛西線歩道設置について質問をいたしました。

今後も、引き続き早期実現を要望していきますが、又八地区におきまして、児童の通学路でもある県道沿いのコンビニが店舗移動で駐車場が県道沿いに拡張されました。今までも大型トラックが多く出入りするところで、この拡張でさらに多くなると予想されます。

片側は歩道のないところなので、避けようがありません。歩行者の安全、子供たち、高齢者の安全確保のため、一日も早く早期の歩道設置をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、9日月曜日継続議会を開き、引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那須 英二